

平成29年第3回京丹波町議会定例会（第4号）

平成29年 9月25日（月）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 5 議案第54号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）
- 第 6 議案第55号 平成29年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第56号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第57号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第58号 平成29年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第59号 平成29年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第11 認定第 1号 平成28年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第 2号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第 3号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第 4号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 5号 平成28年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 6号 平成28年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第 7号 平成28年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第 8号 平成28年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

- 第 19 認定第 9 号 平成 28 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 20 認定第 10 号 平成 28 年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 21 認定第 11 号 平成 28 年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 22 認定第 12 号 平成 28 年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 23 認定第 13 号 平成 28 年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 24 認定第 14 号 平成 28 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 25 認定第 15 号 平成 28 年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 26 認定第 16 号 平成 28 年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について
- 第 27 特別委員会報告
- 議会活性化特別委員会
- 交通網対策特別委員会
- 議会広報特別委員会
- 第 28 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 坂 本 美智代 君
- 2 番 東 まさ子 君
- 3 番 森 田 幸 子 君
- 4 番 篠 塚 信太郎 君
- 5 番 山 田 均 君

- 6 番 山 内 武 夫 君
- 7 番 山 下 靖 夫 君
- 8 番 原 田 寿 賀 美 君
- 9 番 山 崎 裕 二 君
- 10 番 村 山 良 夫 君
- 11 番 岩 田 恵 一 君
- 12 番 北 尾 潤 君
- 13 番 梅 原 好 範 君
- 14 番 鈴 木 利 明 君
- 15 番 松 村 篤 郎 君
- 16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- 町 長 寺 尾 豊 爾 君
- 副 町 長 畠 中 源 一 君
- 参 事 伴 田 邦 雄 君
- 参 事 山 田 洋 之 君
- 総 務 課 長 中 尾 達 也 君
- 監 理 課 長 野 村 雅 浩 君
- 企画政策課長 木 南 哲 也 君
- 税 務 課 長 松 山 征 義 君
- 住 民 課 長 長 澤 誠 君
- 保健福祉課長 大 西 義 弘 君
- 子育て支援課長 津 田 知 美 君
- 医療政策課長 藤 田 正 則 君
- 農林振興課長 栗 林 英 治 君
- 商工観光課長 山 森 英 二 君
- 土木建築課長 山 内 和 浩 君
- 上下水道課長 十 倉 隆 英 君

会 計 管 理 者	久 木 寿 一 君
瑞 穂 支 所 長	山 内 善 博 君
和 知 支 所 長	榎 川 諭 君
教 育 長	松 本 和 久 君
教 育 次 長	西 村 喜代美 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	堂 本 光 浩
書 記	山 口 知 哉

開議 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成29年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、10番議員・村山良夫君、11番議員・岩田恵一君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中に各委員会が開催され、付託議案、提出議案等の審査が行われました。

本日、本会議終了後、全員協議会を開催します。議員の皆様には大変ご苦労さまでございますが、よろしくお願いをいたします。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

久木会計管理者。

○会計管理者（久木寿一君） 皆さん、おはようございます。

本定例会初日の本会議におきまして、認定第1号 平成28年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についての補足説明を申しげましたが、その中で特別交付税の額を間違えて申し上げました。正しくは、6億93万円でございます。ここに訂正し、おわび申し上げます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） おはようございます。

引き続き、さきの決算特別委員会での山崎議員さんのほうからご質問がありました病院各診療所の病院事業会計の中の決算書の費用における控除対象外消費税の対象外、また、対象内とはどういうものですかというようなご質問等がございました。これにつきまして、決算特別委員会のときにご説明ができず、申しわけございませんでした。それについてご説明を申し上げさせていただきます。

お尋ねにありました病院事業決算書の31ページ、33ページ、35ページにあります各診療施設の費用、すなわち歳出に当たりますが、目の繰延勘定償却、節の控除対象外消費税と申しますのは、公営企業会計法上、病院事業会計にのみある会計科目でございます。

控除対象外消費税とは、通常、病院や診療所は対価を得て行う医療サービス、つまり医師に診てもらった診療報酬や検査等におきましては、医療サービスにはルール上、大方の費用が非課税とされております。消費税抜きのやりとりでございます。患者さんには消費税負担はかかっていないということになります。診療に係る患者さんの消費税は、病院が経費として負担を行うこととなります。また、そのほかに固定資産上に係る消費税につきましても、償却期間にあわせて費用化をさせていただいております。これらを控除対象外消費税と申し、こういったものを計上いたしております。

次に、先ほど冒頭に申しました大方の費用が患者さんらには非課税としているということをお申しましたが、一部にはルール上、患者さんや利用者の皆様に求める消費税があります。具体的には、予防接種料とか個室の差額料、あるいは給食代とか医師の意見書、こういったものが文書料になりますが、こういったものは患者さんや利用者から消費税をいただきまして、控除の対象内の消費税として算出をし、税務署へ確定申告をさせていただいております。

以上が目の繰延勘定償却、節の控除対象外消費税でございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

《日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（野口久之君） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は原案の推薦者を適任とし、答申いたします。

《日程第4、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（野口久之君） 日程第4、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は原案の推薦者を適任とし、答申いたします。

《日程第5、議案第54号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）》

○議長（野口久之君） 日程第5、議案第54号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

森田君。

○3番（森田幸子君） おはようございます。

初めに2点お伺いいたします。

補正予算書の11ページですが、福祉人材確保対策事業について説明していただきましたし、今日もまた詳しい資料がありますが、ちょっとお聞きいたします。

介護人材に対しての支援の費用と、お聞きしましたが、介護福祉士の資格取得に係る助成と、また、施設が従事者確保のための経費に係る費用と思うんですが、施設が介護従事者の確保にチラシとか公募をして入られた施設の中で、また上に介護福祉士をその人がとられるという二重になるんですが、こういったケースは考えられるのかというのと。

予算もあるんですが、範囲内の件数というのは決められているのか。また多かったら補正などを組んで受けられるようになるのか、その点お伺いいたします。

それと、15ページの衛生費なんですが、委員会でも少し質問させていただきまして、衛生管理組合事業の内容の説明をいただいたのですが、ごみ収集庫の新しい網の取りかえとかということで聞かせてもらったんですが、全て町負担でしていただいているのかどうかという

ことと。

また、高齢化になりまして、町民さんの要望を私もよくこの頃聞かせていただくんですが、ごみを収集場所に持っていくのにもう少し近くにしてほしいという新規の、区長さんとかを通じて要望がありましたら、そういった対応はどうかという点と。

もう1点、関連してなんですが、塩化ビニールとか瓶の収集なんかは広域的に、須知区だったら2カ所なんですが、それも塩化ビニールでも軽いけど、高齢化でそこまで持つていくのが大変と一番遠方の高齢者の方からよくお聞きするんですが、そうした塩化ビニールの広域的なものでも近くに適当な場所とか、また区長さんとか要望ありましたら、そうした要望に応じていただけるのか。また、その状況にもよるんですが、須知区でも持つていくのが大変という苦情もよく聞きますので、そういった要望に応じていただけるのかどうか。できるだけ高齢者のために応えていただきたいと思います。その点お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 福祉人材確保対策事業でございますけども、これにつきましては、既に施設等で勤務をいただいております職員さんが介護福祉士や介護職員初任者研修等での資格を取得していただく場合というふうに考えておりますし、また、施設向けの分につきましては、職員の募集に関しての広報等に係る部分を施設のほうにというようなことを考えております。

ご質問のありました施設と個人向けそれぞれ別物として考えさせていただいておりますので、例えば施設側が募集経費を使っていたら入られた方がそういった資格を取得いただく場合には、対象とさせていただくというようなことで考えております。

また、今回、補正予算のほうで計上をさせていただいておりますが、人材不足というのは本町はもちろんですが、全国的な大きな問題となっておりますので、そういったあたり状況を見ながら対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 15ページの衛生管理組合事業に関してのご質問でございます。

まず、一般備品、新規になるわけでございますが、そういったものの交換費用、作成費用につきましては、町のほうに全て負担をするということで対応させていただいております。修繕につきましても、同じ扱いとしております。

それと、新規場所、またビニール等の回収場所を増やしたりということでございますが、衛生管理組合のほうにご案内のとおり収集等お世話になっておることでございます。



区のほうから区長さんを通じまして、また地域の衛生管理委員さんを通じまして、そういった要望がございましたら、また要望していただきまして、町また衛生管理組合のほうとも現地を確認させていただきまして、状況を把握した上でそういった対応ができるかどうかというところを検討させていただくというような流れになっておりますので、また要望があれば区長さんなりを通じて要望していただいたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 保健福祉課の資格なんですけど、施設に従事されている職員さんのみの補助になるのか、その点伺います。

それと、今のごみ収集なんですけど、これまでに要望なんかは何件かあったのかどうか、伺います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 資格取得に関しましては、現在、町内の高齢者なり障害者の施設なり、また在宅のサービスの事業者のほうを対象というふうにさせていただいております。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 過去にもそういった要望がございまして、空き家が増えてきた状況でございますとか、既存の場所に民家が少なくなってきたというような状況等々ありまして、変更したというような実績もございます。先ほども申しましたように、現場の状況を確認させてもらって、今後取り組んでいきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 私も、先ほど森田議員から質問ありました介護福祉士の資格の取得の件なんですけど、福祉厚生常任委員会でもお聞きいたしましたんですけども、この助成を受けて資格を取得するわけでありまして、そういった町内の施設に何年という条件というものがつけられるのかどうか、何年か勤務しないとといった受けるに当たっての条件はつけられているのか。いろんな事情もあって受けたがすぐ辞められたとか、そういったことも起こるかもわかりませんので、そういった条件はあるのかどうか、1点伺いたしたいと思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 勤務の条件でございますけども、助成金の申請をされてから1年以上の勤務ということでさせていただいております。本日、例規のほうもお配りをさせ

ていただいておりますけれども、そのあたり継続して勤務していただくことが大きな目的にもなりますので、この後、施設等へ説明なりをさせていただくに当たりましては、十分そのあたりも説明をさせていただいた上で、資格を取得してすぐ辞められるのではこの制度の趣旨にもあいませんので、そういったあたりを十分ご説明をさせていただきたいと考えております。

また、そういった場合でも、例えば心身の病気等でどうしてもやむを得ない場合もあろうかと思うんですけれども、そういった場合にはやむを得ないと思いますが、やはり継続して勤めていただくというあたりを十分ご説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 2件質問します。

8ページと18ページにかかわってです。

まず、8ページですが、例規集管理事業に関してですが、これに関してはまた冊子ベースで単行本発行分、緑のやつですね。4年に1回発行しているということで、その更新をするという費用だと思います。まず、これは、いつも聞くことなんですけど、なぜ当初予算に計上できなかったのかというのが1点と。

あと、例規集ですね。もちろん例規を集めたものですので、例規が必要な事業は全て載せるというものになるかと思うんですが、そもそも例規がない事業というのは、要綱とか、規則とか、条例とかに基づいていなくて町の予算を使ってやっている事業というものが多々あるのではないかなというふうに思います。さらに言うならば、例えば国や府の法令だけをよりどころとした事業とか、さすがにないでしょうけど慣例に従っているような事業、例規がないといったようなものがないのかどうか。例えば私が思いますのは、いつも出てくるんですが、行政改革実施計画の平成20年度から平成24年度版で、町税等徴収率向上対策委員会を設置し、財源確保の対策を明確にしますといった文言があったり、さらには平成28年3月議会の篠塚議員の一般質問での答弁でもありましたが、本町には町税等公金の徴収を行う関係課で構成した京丹波町町税等徴収率向上対策委員会を設置しておりまして、徴収率向上を目指して取り組んでおりますと。こういったようなことが答弁としてもあったわけですが、徴収率向上対策委員会の委員会の例規、私が発見できなかっただけかもしれませんが発見できませんでした。予算とか、決算とか、各特別委員会でのやりとりでも頻繁に登場していますが、こういった内部の委員会であっても、例えば事務改善委員会規程67ページ、例規集に載っています。例規審査に関してだと思いますが、例規審査会設置規程105ペー

ジに載っています。職員の分限懲戒審査委員会規則407ページ、408ページ。まだほかにもあるんですが、庁内部でつくった委員会であっても、こういった例規ができているというような状態の中で、この町税等徴収率向上対策委員会とかの例規を発見できなかったわけですが、そういった事業はほかにもないのか、この際、そういった事業があるのであれば、例規の総点検をして、そういったものをちゃんと落とし込んでおくということが必要ではないかなというふうに思っております。その点についての答弁を求めたいと思います。

さらに、18ページの方ですが、追加で資料も配っていただいておりますが、和知の北部地域避難路開設計画ということで、測量設計監理業務等委託料で200万円の計上がある分です。実際に事前に資料をいただきまして、先週の末に現場の確認を行けるところまで行ってみました。かなり山道で大変だと。しるいところもあるし、車では無理だろうということ歩いて行ってきました。その中で、林道ですが、例えば地図で配ってもらっている1の区間でありまして、かなりずんずん登っていけるわけですが、林道に車が走ったりするにはかなり難儀するところが、特に木が倒れている箇所が何カ所もあってそんな感じでした。

さらに、こういったところが実際に避難路として開設できたとして、そういった倒木とかがあったら実際に避難路として機能しないわけなんですけど、そういったものができた場合の維持管理のお金といったものはどういうふうに、維持管理の計画ですね。実際にはちゃんと何かあったときに通れるということが大事なわけですが、そういったものの費用というのは莫大なものになるのではないかなというふうに思います。その点についてはどういうふうに考えられているのか。

あと、個別のことですが、3番のところですね。ここに書かれている名前の方にもお話を聞くことができまして、特に川沿いということで、林道ができるということに当たって川の一番狭いところになっていると。それも一緒に考えてもらえるのだろうか。そういうことも一緒に考えないと、ただ林道をつなげただけではという話でした。そういったところもどういうふうに考えられているのかという答弁を求めます。

以上、散漫になりましたが、それぞれ答弁を願います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、1点目でございますけれども、例規集の関係でございますが、全ての事業につきましては、当然、法令等また町の条例なり規則、要綱等に基づきまして、事業が行われていると。当然行うべきものだというふうに認識はしております。そんな中で、例規に掲載がされていないものにつきましても、庁の内部の規則的なものでありますとかそういったものについて全てが掲載をされているものでもございません。必要な部分に

つきましては、今後、しっかりと内容等も検討をさせていただきながら必要なものについては掲載をしていけるように、今後考えていきたいというふうに思っております。

それから、2点目でございますけれども、予算上の所管外とはなりますけれども、避難路ということもございますので、まず私のほうから回答をさせていただきたいと思っております。

今回、提案をさせていただいております避難路の開設のための調査設計費でございますけれども、現在、北部の5つの集落につきましては、原子力防災の対象の地域でもございまして、大飯原発、高浜原発のUPZ圏に該当をしているというようなことで、緊急時の際に避難路が府道一本のみという状況にございます。そのために過去にもありましたけれども、土砂災害等によりまして道路が通行不可となって、集落が孤立をしたということもございました。府道でもありますので、京都府に対しまして要望を行い、現在も局部的な改良についてはお世話になっているところでございますが、なかなか抜本的な解決には至らないという状況がございます。そうしたことで、地元からの要望等では、せめて対岸に人が歩ける程度の道でも構わないので、検討をいただきたいというような要望も過去からいただいているという状況の中で、現有施設を活用した施設の新設、改良というものも視野に入れまして、対岸に避難路を確保するということを今後実施をしていきたいということで、その初めになりますけれども、仏主から上栗野にかけましての道路の開設について調査設計費用を計上をさせていただいたところでございます。

今後、この避難路につきましても、年次的に調査等も行いまして、対応をしてまいりたいというふうにも考えているところでございます。その際に、ご指摘がありましたように、当然避難路として開設をしていきますと、以後の維持管理というものも当然必要になってこようかと思っております。現在のところ全体のルート、それからそれに要します維持管理費等々につきましては、まだ試算もできていないという状況にございますので、今後、基本計画、調査設計等が進みまして、事業が実施をされる段階でその点につきましても対応をしっかりとしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 今も総務課長のほうから答弁のほうをいただいたわけではございますけれども、本計画につきましては、既存の作業道ということで、作業道につきましては、林業専用で使う道でありまして、木材の搬出、それから森林整備に使う道となっております。そうしたことから、現在の状況では、作業道が全てつながっておらないということ

で、倒木処理等については地元をお願いをしておるところでございます。

先ほども答弁がありましたように、倒木等が発生する恐れは林道作業道につきましても、毎年あるわけでございまして、その辺のところは今後また正確に費用のほうも出していききたいなというように考えておるところでございまして、通常の予算を持っております林道維持管理事業であるとか、また総務課のほうで対応するとか、その辺のところも内部で協議のほうは諮っていききたいなというように考えております。

それと、先ほどご指摘のありました下栗野の民家のあるところだということのように思うんですが、今現在の道幅が2メートル幅員がございまして、ちょうど上和知川ぎりぎりガードレールもありまして、狭いような状況になっております。その辺のところは、地元の拡幅の際には、地元住民さんと協議をしながら進めていかななくてはならないかなというように考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 1点漏らしてございまして、当初予算に計上をしなかった理由ということでございますけれども、これにつきましても、前回もそうでしたけれども、町長町議選が4年に1回あるというふうに当然決められておるわけでございますけれども、当初予算の計上につきましては、例年見送りをしてございまして、町長町議の実施にあわせまして予算の計上をさせていただいていたという経過もございまして、当初予算のほうには盛り込めておりませんでした。

それから、徴収率向上対策委員会でございますけれども、先ほども申し上げましたように、内規的な位置づけということもございまして、例規のほうには掲載をしておりません。今後、こういった例規等、内規でありましても、当然それに基づいて執行されるもの等につきましては、できるだけ例規のほうに掲載をするという方向で調整なりをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 町長選町議選にあわせていつも計上していないということなんですが、町長と町議選の予算は当初予算で計上しているわけですね。それなのに何でわざわざ分離するのかというのがまず思うところなんですが、それはともかくとして、例えば点検をしてもらう中で、例規がもちろんあるものであっても、ホームページで個々の事業をわかりやすく説明していただいたほうがいいのではないかなと思います。例規にたどり着くというの

は、なかなか普通の町民の方では、そのものの例規を見つけるというよりも、ホームページとかでこういう事業があるんだ。こういうような基準でこういうふうなことができるんだということが確認できた上で例規を見ると。そういう順番ではないかなと思います。例えば、保育料のことであったとしても、就学援助のことであったとしても、そのものの例規を見るというよりも、まずホームページとかでこういうのがあるんだということを確認されて、見られる方は例規を見られるのではないかなと思います。そういう意味では、例規に載っていて、ホームページで個々の事業が詳しく説明されていない事業というのはいっぱいあるかと思います。改めて管理事業だけではなくて、そういったところもわかりやすく町民の方に周知できるように考えていただきたいなというところがあります。その点についての答弁を求めておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 先ほども申しあげましたように、例規につきましては、今後点検等も実施をする中で、当然まだ見直しができていないものというの中にはあろうかと思っておりますので、そういったものにつきましても改めて見直し等もさせていただき、また必要なものにつきましては例規集に掲載をする。ホームページ上でも掲載をするということで進めてまいりたいと思っております。

それから、ホームページでの前の掲載でございますけれども、あくまでも例規集は例規集ということで、単独で置いておりますので、住民へのサービスの中身が全て網羅をしたというようなものがございません。そういったことで、今後、住民の方によく理解をしていただけるような仕組みづくりというのも必要かなというふうに思っておりますので、これにつきましては、今後またホームページ担当課等とも調整を行う中で、よりよいものにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 4ページです。

国庫委託金、自衛官募集の委託金ですけれども、これは具体的にはどういう事務をされているのか、お聞きしておきたいと思っております。

それから、12ページであります。

障害者福祉費であります、644万8,000円ということで、返還金ということで、実績ということでありましたけれども、予算を立ててされている中で、かなり高額な返還金が出るというのはどういう原因なのか、お聞きしておきたいと思っております。

それから、13ページであります。保育所費の人員費の330万2,000円、これは誰か仕事を辞められたのか、それと同時に下の嘱託職員の人員費、保育士、給食の補正ですけども、これはどういう中身なのか、お聞きしたいと思います。

それから、25ページであります。学校給食費であります。

総務文教常任委員会でも質疑がされていたわけでありまして、嘱託職員の賃金ということで、これは賃金の引き上げだということでありました。これはどれぐらいの引き上げになっているのか、お聞きしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） まず、4ページの自衛官募集事務国庫委託金でございますが、この6万5,000円につきましては、募集の垂れ幕といいますか、啓発に係る作成の経費を補助していただく委託金でございます。そのほかの事務につきましては、募集事務でございますので、広報の掲載でありますとかそういった募集に係る広報活動を主な事務として取り扱っているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 12ページの国庫なり、また府の返還金の関係でございますけども、これは平成28年度の障害者医療費の国庫負担分、いわゆる更生医療とか育成医療というものでございます。それと、障害者自立支援給付の国庫の返還金でございます。自立支援給付対象の福祉サービスにつきまして、対象人数等には大きな変化がないわけでございますけども、1人当たりの支給料が減少しておったというようなことで、やはり考えられますのは、入院とかはもちろんでございますけども、障害の状況等に応じては、計画どおりにサービスを利用できないというようなこともお聞きしておりまして、そういったことから返還が生じたものということで、よろしくお願いたします。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 保育所の人員費であります。正規職員2名のうち育児休業、それから病気休暇等で延長された正規職員の減額によるものです。

また、嘱託職員の人員費につきましては、保育士、栄養士、調理師の賃金が増額され改善されましたので、その差額分となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 西村教育次長。

○教育次長（西村喜代美君） 学校給食費の嘱託職員等の人員費につきましては、賃金の改定

による増額となっておりますが、それは経験年数に応じての給料の差となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 25ページです。

学校給食費の関係ですけれども、経験年数に応じてということでありましたけれども、具体的にはどういうふうに経験によって賃金がアップしていくのか、お聞きしておきたいと思います。

それと同時に、保育所の関係のほうも賃金の改正がされたということではありますが、嘱託職員さんの賃金ということでどういう基準があるのか、お聞きしたいのと。

それから、臨時職員さんの関係のほうはここには上がっておりませんが、それも改正があるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 保育所の嘱託職員の賃金の改定ですけれども、基本額に3年以上経験がある方は5%、10年以上の経験がある方は10%を割り増しして賃金を改定させていただきました。

臨時職員につきましては、10月、最低賃金の増額にあわせて臨時職員のほうも増額となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 西村教育次長。

○教育次長（西村喜代美君） 金額につきましては、資料を持ち合わせておりませんが、1年目、5年目、10年目という形で嘱託職員に応じて増額をさせていただきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） そしたら、臨時職員さんも改正がされたということではありますが、京都府の最低賃金が850円かそこら辺でしたけれども、どういうふうな賃金になっているのか、お聞きをしておきたいと思います。

それと、いろいろと改善がされているということでもありますけれども、嘱託職員あるいは臨時職員の賃金は改正されましたけれども、ほかは何か中身的に充実されたというようなことはあるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 臨時職員さんの賃金ですけれども、保育士につきましては、



時給1,020円になります。また、調理師さんにつきましては、930円というふうに改定をされます。それから、通勤手当、年休につきましても、正職員と同様に勤務年数等にあわせての支給のほうになります。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 27ページの時間外手当についてお聞きをしたいんですけども、これも何回か同じ質問を繰り返しているんですけども、まず最初に、今回は時間外手当は約500万円増加しているんですが、上の給料は1,100万円ほど減っているんですね。これはなぜこういうことが生じるのか。特別な事情があるのかもわかりませんが、人事配置の問題が生じているのではないかなというように思います。

それと、もう1つは、時間外手当がこれで7,300万円ほどになるわけですけども、補正後の給与は7億1,200万円ということから考えますと、10%程度になるんですが、平均で10%ということは、職員の中でピークの方はどれぐらいになっているのか。特に、最近、残業につきましても、裁判沙汰になるほど重要視されているにもかかわらず、私は、残業時間が多いから時間外手当が多いんだと思うんですが、基本的に残業時間を少なくする施策を考えて、これは体制をすることも大事ですけど、また働いていただいている職員の方も工夫をさせていただいて、残業をしなくても日常の業務がこなせるように、そういうことにまで突っ込んだ対策をとらなければならない時期だと思うんですが、その辺をどうお考えなのかお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、時間外でございますけれども、今補正によりまして460万7,000円ということで増額をさせていただいております。これにつきましては、当初予算で見込んでおりました、時間外の部分でございますけれども、それにつきまして実際に事業を執行する中で、どうしても勤務をせざるを得ないというような状況も生まれてきているところもございまして、そういったところで今後の時間外の見込みにつきまして補正をさせていただいたところでございます。当然、時間外につきましては、削減をする方向で進めてはおりますし、適正な定員の管理、人事配置によりまして対策をとるとというのがまず第一でございますけれども、非常に限られた職員数の中で、また各費目等で、各課等で、事業の内容につきましても増えている状況にもございまして、全てが全て対応ができない部分もございました。臨時職員の新たな配置でありますとかそういったものも含めまして対応をしてみたいというふうに考えております。

それから、課によりまして、また事業等の内容によりまして、非常に多くの残業をしてもらっている課等もございますので、今後におきましても、その残業が削減をできますように適正な人事配置等も考えてまいりたいというふうに考えております。

また、できるだけ残業をしないということで、これまでから実施をしております水曜日のノー残業デイの実施、それから月45時間以上の残業を行わないということで徹底をしているところをごさいますして、どうしてもそれに合致しないといえますか、事業の関係上で超えてしまうというような課等もある中で、できるだけそういったものを課内でしっかりと調整をいただいて、削減に向けて課等で取り組んでいただきますように、そういったことについても総務課のほうからお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 今、お話が出ました職員の数の計画がありますね。これは何が目的で職員数の目標はしておられるのか。私は人件費を減少するというのか、予算の中の経常的費用の人件費を適正にするために職員の数の計画はあると思うんですが、そうではないのかどうかお聞きをしたいと思います。

それから、残業は45時間で超えないようにしているということなんですが、それでこれぐらい時間外手当が必要になってくるのか。やはり中にはこれの倍ぐらい、またそれを超えるぐらい残業をしておられる方があるのではないか。その方々の健康等については十分管理ができていのかどうか、電通の事件ではありませんけども、やはりそういうことも配慮した中でやっていく必要があると思うんです。先ほどの職員の数の計画と残業時間との関係がアンバランスになっているというか、その辺のことが本来の目的である人件費を減らすということができていないのではないかとと思うんですが、その辺のことは分析して把握されているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、職員の定数でございますけども、行政改革等によりまして定員適正化計画を立て、これまでから職員の削減に向けて取り組んできているところがございます。当然、本町の適正な規模にするためのということで、定員のほうも考えてきている計画としているところではございますけれども、今日の事業量、それから事業の種類等も非常に多くなってきているという現状がございます。現在のところまだ定員には達していないという状況もございまして、そういった事業の実施等を見込みまして、適正な規模での定員というものを改めて図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、月45時間ということで1つの規制をかけているわけですが、課等によりましては、また事業の内容によりまして、必ずしもその時間数が守られているものでもありません。1つには職員の健康管理という問題が当然ございますので、健康であってこそ仕事のほうも頑張ってもらいたいというふうにも思っておりますので、そういったところにつきましては、各課におきまして事業の見直し、それから職員の事務量の見直しとか、そういったものを含めて改善をしていけるように現在も取り組んでいるところでございまして、今後におきましても、そういった形で継続して進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 職員の定数の目標のことですけれども、確かに計画どおり人を減らさなければならぬわけですが、一方、人の数が減っても時間外手当等が増加すれば、グロスの人件費というのは減らないわけです。本来の目的は、先ほども申し上げましたように、職員の定数を決めて、それによって人件費、いわゆる経常的経費の中の人件費、物件費、扶助費というのが多いわけですが、これを計画的に合理化していこうということなので、人の数を減らすのが目的ではなく、人件費を減らすことが目的なんだと。その手段が職員の定数を決めて数を減らすこと。手段と目的がごっちゃになっているのではないかなと思います。1つその辺のことをもう一度考えていただきたいと思いますのと。

それから、はっきり言いにくいのかもわかりませんが、45時間を倍超えて90時間以上、100時間に近いぐらい残業をされている職員がいるのかいないのかということだけお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 職員の適正化に向けまして、計画的に合理化をしていくというのが言われましたように手段でもありますし、また、そのために人件費を削減をしていく。これは行財政改革に基づくものでございますので、そういったところで両面の部分で対応をしているところでございまして、今後におきましても適正な人員配置に努めまして、人件費の抑制に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、月当たりの時間外でございしますが、45時間という定めは示しておりますけれども、課によりましては、事業の内容、それから時期的なものもございまして、それを超えている職員も存在するところでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 20ページの土木費の都市公園施設管理事業の500万円でありませんが、グラウンドゴルフのコースを整備するという事で説明ありましたが、須知川水辺公園の利用が増えてくると思うわけでありましたが、もっと公園の整備をしなければならない部分があると思うんですが、それは水辺公園と町道須知水辺公園線の間にあります水路の水が滞留してまして、流れないというような状況で、藻が生えたりしてまして、蚊も発生するというような周辺の住宅等にも悪影響の環境状況になっているという事でありまして、これは町長と語るつどいでもこのことが須知区の区民さんから出まして、また森田議員のほうからも一般質問をしたと思うんですが、いまだに改善をされていないという事でありますので、よい機会でありますので、水が流れてきれいな水辺になるような状況にすべきではないかと思います。

現況としては、その水路の散策道といいますか、水辺が泥だらけで、ここ数十年、誰も歩いたような形成もないと。ウッドデッキもどろどろになっているという事でありますし、それと、須知川の水かさが増えますと逆流をしまして、住宅のほうにその水が上がってくるという事で、台風時期になりますと、その隣接の住宅に床下浸水すると。こういうような状況にもなっておりますので、抜本的に水路の改善をすべきではないかと思いますが、どのようにお考えかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 一般質問でもございましたように、水路の汚れとか逆流の話は認識しておりますし、須知川から取水している高さとかが決まっているわけで、そこら辺の改良という点ではなかなか大規模なものになるので、すぐにはできないと思うんですが、今申されたように、散策道の汚れとか、藻とか、泥とか、そういうものがあるのは認識しておりますので、今回、整備する中で泥なり撤去できるものはさせていただきたいなというふうに考えておりますし、今後、維持管理につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 確かに取水の位置が自然流下ですと、レベルでないと無理かもしれません。しかし、水路の流末、いわゆる須知川と合流している部分が、須知川の水位と同レベルなので、水が流れないという状況になっておりますので、下流の井堰がかなり高い井堰になってまして、それを下げると水が流れるということなので、その辺のことも地元の水利組合と調整をされて検討をされてはどうかと思いますし、取水の話がありましたが、なぜ

そしたら水は流さないんですか。取水できているんですかね、あれ。今、水を流して水かさ上げたら、散策路のところをオーバーするということはあるんですけども、流せば少しは滞留はなくなると思いますし、抜本的にやる場合ですと、もっともっと水路の高さを上げた場合は、ポンプアップをして必要なときだけ水を流すというようなことにしないと、あのままの状況で放置していくというのは、環境上、大変問題がありますの、その辺もあわせて検討をお願いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） もう一度、取水とか、放流の高さとかを含めて測量なりもさせていただいた中でよい方法がないか、今後改善できる部分がありましたら改善していくように検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 質問があつて質疑があつての関連の質問になるんですが、嘱託の保育士の方の経験年数にあわせて、3年以上で5%アップ、10年以上で10%アップというようなことが先ほど答弁としてありましたが、例えば、もともと嘱託の保育士になれる前に、町内外どちらでもいいと思うんですが、例えば保育士として働かれていたとか、例えばもっと言うならば、町の中の正規の保育士として働かれていた。年齢になって嘱託で働くことにしたとか、そういった場合、当然、経験年数から行くと、3年とか10年というのは満たされる方もいらっしゃるかと思うんですは、そういった場合に、5%アップとか、10%アップとかそういう考え方は適用しているのかどうか。適用すべきではないかなというふうに思うんですが、その辺ちょっと答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 今年度の改正につきましては、そのあたりを加味せずに適用なしということで改定をしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 何点かお尋ねをしておきたいと思うんですけども、産業建設常任委員会でも説明も受けたわけですが、18ページの農林水産業費の委託料のアドバイザー業務委託料というのが356万4,000円上がっているんですが、市町村が主体となって取り組んでいくというようなことで、森林組合や民間を含めて考えていくということが説明として受けたんですが、京丹波町の場合は、航空写真の調査で森林の状況がわかるというような

ことをやっておるわけでございますけれども、具体的にアドバイザーに委託をする内容というのは、当然、全町的な森林整備を含めて、森林の伐採時期の問題もありますので、そういうことも含めてだと思っておりますが、具体的にはどのようなことをアドバイザーにやっていただくと。また、アドバイザーというのは、民間、森林組合を含めて考えるということでございましたけれども、アドバイザーに業務を委託ということでございますので、具体的にはどのような委託内容を考えているのか、伺っておきたいと思っております。

それから、あわせて、先ほど来質疑もあったわけでございますけれども、林業費の測量設計業務委託料で資料もいただいておりますわけでございますけれども、和知の北部地域の避難路を開設ということで、原発との関係もあろうかと思っておりますけれども、2メートルの現在の作業道をつなぐということでございました。

また、先ほどの説明では、歩いてでも避難ができる道路をとという地元の要望もあるということなんですが、具体的にそういう道路を歩いて避難ということになると、相当な時間もかかるわけですし、高齢の方、また障害のある方も当然おられるのではないかと思っておりますけれども、具体的にそういう道路を調査をしようということなんですけれども、例えば舗装の問題とか、歩いてということであれば、2メートルの道路で十分かと思っておりますけれども、実際、避難の計画では、バスを走らすということもあるわけでございますけれども、そういうことを考えますと、ただ単なる歩いて、どれぐらいの時間をかけて避難するかということにもなるわけなんですけれども、この辺の考え方はただ単なる歩いての避難ということだけの考え方ということなのかどうか。そういう道路をつくったとしても、基本は府道の確保をちゃんとするという必要でも必要ですし、また、緊急時にはヘリコプターなどの出動も必要かと思っておりますので、ヘリポートの設置も必要になるのではないかと思っておりますけれども、その辺の考え方、そしてまた原発等の避難ということになれば、国や府への支援を求めるべきだと思っておりますけれども、その見通しというのはどうなのかということをお伺いしたいと思います。

また、町内全体を見た場合に、原発事故だけはありませんけれども、災害時に避難路が1本しかない地域も当然あるわけでございますけれども、そういう地域への対策というのは考えておられるのかどうか、伺っておきたいというように思います。

それから、同じ18ページの観光費の中で、鐘乳洞公園の管理運営事業ということで維持改修等整備事業というのが65万円あるんですけど、具体的にはどういう修繕を予定されているのか、伺っておきたいと思っております。

21ページの消防費の中の災害対策費の土砂等撤去補助金というのが20万円あるんですけど、どういう場合に土砂撤去の補助金を支出されるのか。大雨とか、台風とかきた場合、

土砂の流入というのが多いわけでございますけど、家屋とかそういうものに限定されているのかどうかわかりませんが、その点について基本的な考え方を伺っておきたいと思います。

24ページの教育費の中で、今回、ホストタウン構想推進事業で101万3,000円の減額をされておるんですけども、ホストタウン構想というのは、オリンピックに向けた取り組みだと思んですけども、減額をされる理由というのは、この事業をここで終わりということなのかどうか、伺っておきたいというように思います。

それから、学校給食費で質問があったかもしれませんが、250万2,000円追加をされる理由というのは、当然、人を雇用したということかもしれませんが、当然、当初から職員の配置をされておるわけでございますけども、緊急に補正を組むというのはどういう理由からか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 林業総務費の委託料でございますけれども、こちらにつきましては、今、町内の森林におきましては、伐採期を迎える森林が非常に多くなってきているところでございます。そうした中で、現在、公有林整備事業におきまして、町有林の伐採を行っておるところでございます。伐採を行う中で、今現在の工程管理、それから集材、運搬、造材等の事業の工程管理を行いまして、コストダウンにつながるようなところを模索を現在考えておるところでございます。今後、調査をいただきまして、それをまた次年度につなげていって、民有林に波及していくような仕組みづくりにつなげていきたいと考えておるところでございます。委託業務につきましては、現在、民間の企業体、または森林組合連合会のほうに業務委託をするような方向で調整を図っておるところでございます。いわゆる森林資源量解析システムのほうも導入をさせていただきまして、その航空写真等で一定の材積等も把握はできるわけではございますけれども、今回につきましては、伐採等に係るコスト面の低減を図るために、今現在のコストの調査を林政アドバイザーという国の事業があるわけですが、そちらのほうを活用しまして事業のほうを委託をしていくというようなことではございません。

人数につきましては、1名を考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 林業費の今回の林道維持管理事業に関係いたしまして、防災の観点から申し上げます。当然のことながら避難路ということで、まずは現道であります府道、これが基本となりまして、その府道の改修等につきましても、京都府さんに要望をさせてい

ただき、順次計画的に改修をいただいているところでございます。そうした中で、万が一、通行ができないという状況になった場合に、その避難対策ということで対岸における道路等の整備を考えているものでございまして、まずは原子力防災の観点から北部地域を中心に避難路の確保を行おうとするものでございます。

また、原子力にかかわりましての避難というものは、当然国において計画を策定をされるものでございまして、国のほうが主導で非難を行うということにはなっております。実際のところ、万が一、そうした事態になった場合に、避難路が確保できないということになりますと、当然、ヘリコプターによる輸送でありますとかそういったものも当然視野に入っておりますし、先ほども言われましたように、ヘリポートでありますとかそういったものも現在も要望を行っておりますし、またそういったものの設置につきましてもお願いをしているところでございます。

それから、町内全体を見まして、当然、道路が1本しかないというような地域というのはほかにも存在をするというふうに認識はしております。それが土砂災害でありましても、原子力災害でありましても、同じことが言えるというふうにも思っておりますので、そうした部分につきましては、しっかりと現状を把握した中で要望等を行うなり、とれる対策について検討をしてみたいというふうに考えております。

それから、21ページでございますが、土砂撤去の補助金でございます。これにつきましては、風水害等でお住まいの住居に土砂等が流入をした場合に、その撤去費について補助をさせていただくものでございまして、今回、追加で20万円を計上をさせていただいております。当初に10万円ということで予算計上をしておりますし、現在、希望といえますか、相談を受けているところもございまして、また、今後、土砂災害等が発生した場合に備えるために予算計上をさせていただいたものでございます。補助対象につきましては、撤去費用が業者に支払われた事業費に対しまして10万円未満ですと2分の1というようなこと。あるいは10万円を超えた場合には、それぞれ補助率のほうも増加をさせていただいて、不測の事態の対応に備えていきたいということで、補助金のほうも要綱を設置しているものでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山内善博君） 18ページ観光費、質志鐘乳洞公園管理運営事業工事請負費に計上しております町営施設維持改修等整備工事は、取水ポンプの取りかえ工事費に59万4,000円と宿泊バンガロー2棟への連動型自動火災報知設備設置工事費5万6,000円の



合計65万円を追加するものでございます。

質志鐘乳洞公園は、町水道施設を敷設しておりませんので、湧水をくみ上げ浄水した後、飲料水として使用をしているところでございます。取水ポンプ2基を交互に運転して安定した取水を図るようにしておりますが、1基のポンプが故障により使用不可となったため、早急に故障したポンプの取りかえを行いたいと考えております。

宿泊バンガローには、自動火災報知機は設置済みではありますが、平成27年7月1日施行の消防法施行令の一部改正により、こういう施設には連動型住宅火災警報器の設置が義務づけられたことにより、親機を管理棟、子機をそれぞれのバンガローに設置し、いずれかのバンガローに火災が発生したときに連動して報知をする設備に改修するものでございます。

○議長（野口久之君） 西村教育次長。

○教育次長（西村喜代美君） 先ほどのホストタウンの減額でございますが、これは補助率の高いより有利な府の対象の補助を受けるためでございますが、やめるのではございません。

それから、給食職員につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、賃金の改正を受けまして行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、25ページの嘱託職員の関係で説明いただいたんですが、何名分なのかお尋ねをしておきたいというのが1点でございます。

それから、林業振興費の中で、北部地域の避難道路の関係で説明をいただいたんですが、2メートルということでございますので、なかなか車での通行というのは大変なところもあると思うんですけども、1つは高齢者とか障害者の方も当然あるわけでございますけども、そういう方をどうするのかということも当然迫られてくると思うんですけど、その辺の考え方というのはどうなのか、歩いてというだけではいけないと思うんですけども。

それから、府道が土砂崩れ等で通行できなくなるということになりますと、当然この作業道についても山際でございますので、土砂崩れも起こるのではないかと思うんですけども、その辺のことは心配はないのかどうか、あわせて伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 西村教育次長。

○教育次長（西村喜代美君） 嘱託職員につきましては、12名でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 作業道の幅員が2メートルということでございますけども、基本

的には車両によります避難というものが前提になろうかというふうに思っております。そのための維持管理でありますとかそういったものにつきましても、当然継続して実施をする必要が出てこようかというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 土砂崩れ等の心配はないのかどうかというのをお尋ねしたんですけども、もう一つちょっとはっきりした答弁ではなかったもので、当然、府道のほうがそういう災害を含めて地震と土砂崩れがあるということになれば、当然、林道、作業道というのは山際でございますので、そういうところは心配はないのかどうか、当然、確認はされているのかかわかりませんが、ちょっとその点もう一度伺っておきたいと思えます。

それから、農林振興課から資料をいただいているものについて、ちょっと伺っておきたいと思えますけども、資料の中にあります農業振興事業の機械導入で、「A農家」の方が「トラクター」ということになっているんですが、当然、地域の担い手だと思えますけども、何歳の人かお尋ねしておきたいというのが1つと。

それから、「道の駅連絡協議会」で「栗剥き機」というのがあるんですけども、「町全域」ということになっているんですが、道の駅は4つあるので、当然どこかに置かなければ、1台ですので、できないと思えますけども、活用というのはどのようなことが考えられておられるのか、伺っておきたいということと。

それから、③の地域活性化事業の「道の駅京丹波味夢の里農産物等出荷者協議会」にあるんですけども、ラベルの発酵の酵は字が違うのではないかと思えますけども、ちょっと確認の意味で伺っておきたいと思えます。

それから、認定農業者確保・育成事業の中で、74歳の方があるんですけども、認定農業者の場合は年齢制限というのは、例えば、50代、60代から認定されておったら、70代になっても、80代というのはなかなかないかもしれませんが、認定農業者として取り扱いができるということなのかどうか、伺っておきたいと思えます。

それから、農地保全事業の中で、西河内の頭首工の補修工事があるんですけど、こういうものは災害等で頭首工はよく傷むんですけども、災害復旧の対象ということにはならないのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 土砂崩れでございますけども、当然、府道等問わず、豪雨の場合とか地震等によりまして土砂災害は発生する可能性は、当然、どの地域におきましても出て

くるものというふうを考えております。これらを含めまして、避難計画のより具体化に向けまして検討をしているところでございます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、ラベル発行機でございますが、字を間違っております、まことに申しわけございません。

農林振興事業の機械導入でございますけれども、「A農家」となっておりますのは、組織名の名前でございまして、大変申しわけございませんが、組織ということでご理解を賜りたいというように思っております。

認定農業者の年齢でございますけれども、認定農業者の年齢につきましては、決められたものはなく、意欲ある農業者が基本構想に基づいて、その所得を目指す計画を認定する者でございまして、年齢等の制限はないところでございます。

また、西河内の災害の部分でございますけれども、こちらのほうにつきましては、災害の復旧事業等に係るものではなく、修繕を行わなくてはならないということで、こちらのほうの事業のほうに上げさせていただいておるところでございます。

それから、「栗剥き機」でございますけれども、今現在、道の駅連絡協議会のほうで協議はされております。設置場所については、現在予定ではございますけれども、味夢の里に設置をするような計画で進められておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○13番（梅原好範君） ただいま上程されております平成29年度一般会計補正予算（第4号）につきまして、私は強く賛成し、その推進を求めて討論を行います。

提案されております補正予算の内容については、いずれも適正なものばかりであり、年度途中にかかわることなく補正により対応することで、地域あるいは住民の皆さんに本町のスピード感、そして取り組む真剣さを実感していただけるものと歓迎いたします。

その中でも、特に特徴的なものを3点を上げますと、まずは今冬の大雪被害の対応をもとに、担当課では迅速なアンケート調査を実施し、各行政区の抱える悩みを率直に把握した上

で、住民の不安解消に向け有効な除雪機器の設置補助制度が提案されております。

次に、町内全ての介護現場において発生しております就労者の人材不足による慢性的な疲弊の状況を深刻に受けとめる中で、その軽減と解消を目的として介護福祉士等の資格取得にかかわる助成、さらに介護従事者確保の経費にかかわる助成制度が新たに盛り込まれており、この助成制度により資格取得者と事業者の負担を軽減させ、本町が目指す福祉施策の継続、さらに新たなニーズに対応する事業者の基礎体力向上を図るものです。これにつきましては、6月定例会の一般質問において提案した補助制度の実現であり、1件でも多くの有効利活用により、本町にとり不可欠な介護施設の円滑な運用を願いながら制度創設にご苦勞いただいた担当課に感謝を申し上げます。

さらに、和知北部における災害時緊急避難路整備に向けた調査費用が計上されております。この避難路につきましては、東日本大震災により、今なお甚大な被害を継続させている原子力災害にかかわることなく日々の暮らしを送る中で、欠かすことのできない生活道路を守るため、震災の発生にかかわらず、その以前より仏主区、上栗野区の皆様が長年訴え続けられてこられた同地域の悲願であり、この調査設計が着手されることにより、和知北部地域にもたらされる安心感ははかり知れません。大震災が発生する以前に、仏主区で開催されました町長と語るつどいの終了後も、帰宅されることなく膝を突き合わせて孤立の心配を訴え続けられた深刻な現状が、その解消に向け大きく前進するものと期待せずにはおれません。

以上、本補正予算に対する賛成理由を述べた上で、強くその推進を求めながら私の賛成討論とします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第54号を採決します。

議案第54号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩をいたします。10時40分まで。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

《日程第6、議案第55号 平成29年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第6、議案第55号 平成29年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

議案第55号 平成29年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第56号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第7、議案第56号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

議案第56号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第57号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)》

○議長(野口久之君) 日程第8、議案第57号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

○2番(東まさ子君) 3ページ、繰越金が8,004万2,000円あったわけでありまして。平成28年度が8,004万2,000円のお金が余裕があったということでありまして、第6期事業計画を立てて、あとわずか残すということになっておりますけれども、第6期事業計画の事業費に対して実績というか、平成29年度も含めてどういうふうに推移しているか、お聞きしておきたいと思っております。

○議長(野口久之君) 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長(大西義弘君) 繰越金につきましては、8,000万円少し出しておるわけですが、今回、補正予算でも上げさせていただいてますように、国・府への返還金が5,000万円ほどございます。そういったところで3,000万円少しの正味の繰越しになるかなというふうに考えております。計画の関係でございますけれども、高齢化の伸びによりまして、サービス利用が増えるというような見込みを持っておるわけですが、やはり実際的には入院とかでサービスが使われなかったり、また、介護予防等によ

りまして、自立した生活を送っていただいているというようなあたりもありまして、おおむねではございますが、計画を少し下回っておりますが、進んでおるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 歳出の5ページの償還金のところで、今回、過年度分交付金等の返還金ということで、5,100万9,000円というのがあるんですが、これはどういう場合に多額の返還金が起こるのか、1点伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 多額の償還金でございますけども、国・府ともに変更交付申請時の基礎となる内示額が平成28年度の12月補正時の保険給付費をもとにした算定額になりますが、その補正予算見積もり時には、8月までの給付実績しか把握できていないことから、年度後半の介護給付費の増減が見込みきれない状況でございます。平成28年11月以降でございますけども、平成27年度後半に比べまして、サービス実績が伸びなかったことや、総合事業への順次移行に伴いまして、訪問介護や通所介護の予防給付分がスムーズに総合事業に移行できたことも含めまして、介護給付費につきましては、返還金が生じたものであるということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 償還金ですけども、国・府、あるいは基金へどういう割合で返還されるのか。

また、そして、第6期の事業計画であります。総合支援事業が新しくできたということで、いろいろと事業費についても影響が出ているのではないかと思いますけれども、事業計画を高く見積もると保険税が高くなるので、今、第7期の事業計画を策定中だと思っておりますけれども、どういうふうに第7期の計画は第6期よりも事業費が少なくて済むのかどうか、どういうふうに予想されているのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 介護給付費等の返還金でございますけども、まず国庫で2,822万6,000円余り、介護給付費の府負担金のほうで1,756万3,000円余り、残りが531万8,000円余りというふうになっております。

第7期の計画につきましては、アンケート調査等を行いまして、現在、協議をいただいて

いるところでございますけども、まだ国から具体的な算定等につきますものが示されておりませんので、今後示された時点で適正に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

議案第57号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第58号 平成29年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第9、議案第58号 平成29年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。



議案第58号 平成29年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第59号 平成29年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第10、議案第59号 平成29年度京丹波町水道事業会計補正  
予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

村山君。

○10番（村山良夫君） 資料7ページの平成29年度開始貸借対照表のことについて、お聞  
きをしたい点があります。

まず、減価償却でございますが、引き継いだときに、開始したときに、減価償却はゼロと  
いうことになっているわけですし、構築物とか、機械とかというのは上がってるわけですが  
ども、この会計制度がこういうことなのかもわかりませんが、こういう形にしますと、配水  
管とか、車もそうですけど、もう既に何年か前に施工したり、また何年か前に購入したりし  
て、本来ですと、当初の金額よりも少なくなってるはずだと思うんですが、これはそういう  
ことをせずに計上がしてあると思うんです。

そこで、問題なのは、このとおり見ますと、減価償却をしていないということは、例えば  
配水管の配管を修理するというか、入れかえる工事が必要でないとか、また設備等の車等は  
買いかえる必要がないとかいうように見えるわけですが、予算編成のときにそういう状  
態では従来の単式簿記の状態と変わらないことになって、複式簿記のよさというのは、予算  
編成のときに事前にそういう問題が起きる場所を把握してやっていくことが大事ではないか。  
そういうことが求められて複式簿記ということになってると思うんですが、その辺はど  
ういう形で管理をされているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、もう1点、次のページのところの、これはどういうものか説明をいただきたい  
と思うんですが、長期前受金、これはどういうものなのか。なぜこういう勘定が出てくるの  
か。繰延収益にこういう勘定が出てくるのか、教えてほしいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） まず、7ページの固定資産の関係なんですけど、おっしゃられ

ますように、事業を行いまして、耐用年数というのが公営企業の施行令で定められておりますので、その耐用年数が来た部分につきましては、事業開始時に固定資産台帳によりまして、減価償却期限が来ているものについてはゼロということでカウントしまして、事業開始時の資産の価値のほうをこの予算書のほうには計上しております。したがいまして、本年度以降、随時、資産価値は下がっていきますので、減価償却の累計額のほうが計上されていくということになってまいります。

それと、繰延収益の長期前受金ということなのですが、長期前受金につきましては、これも補助金なり水道事業を行うときに分担金等をいただいております。その費用を事業開始時に減価償却費と同じで、事業に組み込んだ部分につきましては削除させていただいて、今後、既に前受けて費用のほうをいただいている分でございますので、減価償却費と合わせまして、これも負債額に上げておりますので、その分がこれも減少していくということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

議案第59号 平成29年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

《日程第11、認定第1号 平成28年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第26、認定第16号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について》

○議長（野口久之君） 日程第11、認定第1号 平成28年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第26、認定第16号 平成28年度国保京丹波町病院事業会

計決算の認定についてを一括議題とします。

16件について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、原田寿賀美君。

○決算特別委員会委員長（原田寿賀美君） それでは、去る9月1日の本会議において、決算特別委員会に付託をされました平成28年度京丹波町一般会計、14特別会計、京丹波町病院事業会計決算認定について、委員長報告をいたします。

決算特別委員会は9月11日、12日のいずれも午前9時から開催をいたしました。それぞれの審議内容につきましては、議長、議会選出の監査委員を除く全議員で特別委員会が設置をされたことから、省略をさせていただきます。

審査の結果につきましては、9月13日に議長宛てに提出しております。お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、認定第1号から認定第16号までの16議案について、いずれも原案どおり認定となりました。

それでは、委員会審査報告を朗読し、報告とさせていただきます。

配付済みの資料をお願いしたいと思います。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、件名、審査結果の順に報告をさせていただきます。

まず、認定第1号 平成28年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案認定であります。

認定第2号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定であります。

認定第3号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定であります。

認定第4号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定であります。

認定第5号 平成28年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定であります。

認定第6号 平成28年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定であります。

認定第7号 平成28年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、原案

認定であります。

認定第8号 平成28年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定であります。

認定第9号 平成28年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定であります。

認定第10号 平成28年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定であります。

認定第11号 平成28年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定であります。

認定第12号 平成28年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定であります。

認定第13号 平成28年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定であります。

認定第14号 平成28年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定であります。

認定第15号 平成28年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定であります。

認定第16号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、原案認定であります。

以上です。

○議長（野口久之君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

認定第1号 平成28年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○2番（東まさ子君） それでは、認定第1号 平成28年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

まず第一に、就学援助入学準備金の入学前支給について、事務手続上の問題で実施できないということではありますが、実施しているところでは、前々年度の所得を判定基準にして入

学準備金の入学前支給を受けることができるとして案内をしています。実際に費用がかかる入学前に支給することは、就学援助の目的にかなっており、早期に必要な取り組みを進めるべきであります。

次に、本町において、正職員277人、嘱託職員67人、臨時職員230人の職員の皆さんが業務に携わっていただいております。合併によって約75人の正職員の方が減少しているということでありました。また、100時間を超えて長時間労働の正職員さんが8月、3名あったと伺いました。長時間労働の解消について、本日も職員の事務の量の見直しを行い改善を図るということでありました。健康上からも努力をしていただくことを求めています。

また、臨時あるいは非常勤職員の方は、最低賃金水準ぎりぎりの状況で仕事をされている実態がありますが、これも、本日、臨時職員の皆さんも業務によって、保育所の給食の担当の方は1時間当たり930円、保育士の方は1,020円に改正がされたということであり、通勤手当も出るようになったということでもあります。嘱託職員さんについては、経験に応じて賃金の改善がされたということでもあります。引き続き均等待遇の実現などを充実、非正規職員さんの労働条件の充実を図るべきであります。

次に、本町は、第三セクターである丹波地域開発株式会社に経営支援という形で、同会社から買い上げた土地1万4,292.04平方メートルを563万4,200円で貸し付けています。

また、丹波地域開発株式会社はA社からの土地の7,932.88平方メートルに対し、これまで年間1,561万1,904円の借地料を払っておりました。公金投入後の借地料は、今期の決算数値から見直しがされていることが見てとれますが、明らかにされておられません。町は、丹波地域開発株式会社を第三セクターであり、公共の福祉のためと公金投入をいたしました。会社の経営健全化の立場からも、公平公正な借地料となっているのか検証をするべきと考えます。

それから、滞納した場合の京都地方税機構への移管は、マニュアルどおりの機械的な対応になっているのではないのでしょうか。支払い能力があるのに払わない人、あるいは払いたくても払えない人とは違います。親切に相談に乗り、減免制度の周知を行い、制度がもっと多くの皆さんに活用されるように取り組むべきであります。

財政の面についてであります。財政調整基金は、平成21年度、10億5,600万円でありましたが、平成28年度には、20億5,300万円と10億円の増であります。平成26年度の公金投入がなければ、さらに基金は増加しているところであります。借金返済

や負担金の今後の支払い、退職金の支払いなどの将来発生する支払い費用から基金残高と借金の元利償還のうち交付税措置される金額を引いた正味の将来負担は、平成21年度では102億2,600万円でありました。それが平成27年度では68億7,600万円で、6年間で33億5,000万円の改善がされました。1年間に5億5,800万円が改善されたということでもあります。

また、合併特例ということで、合併後は10年間は合併前と同じ計算で地方交付税を計算し、その後、1割、3割、5割、7割、9割と減額をいたしまして、5年後の平成32年度には一本算定になるということで、本町では、当初、11億円減少するとお聞きしておりましたけれども、6億8,000万円に減少するということでありました。基本的には国のほうは7割が手当てされると言っております。7割であれば、もう少し減少幅が緩和されるということでもあります。

それから、人件費であります。合併時の平成17年が21億404万4,000円でありましたが、平成21年度からは平均17億2,000万円から3,000万円に移っており、人件費の抑制は3億6,000万円となっております。合併特例終了の影響はこの人件費の抑制も合わせますと、かなり緩和されていると思います。将来というよりも、今、本当に住民の暮らしが大変であり、学校給食費の無償化でありましたり、あるいは国保税の引き下げ、非正規職員さんの処遇の改善など、いろいろ住民の暮らしを第一に考えるならば、することはいっぱいあるわけでありまして、こうした財源を少しやりくりすれば、こうした住民の皆さんの要望は実現できたということを目指をいたしまして、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○13番（梅原好範君） 認定第1号 平成28年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

平成28年度は、地域振興拠点施設である道の駅「京丹波 味夢の里」開業から1年を迎えるとともに、京都トレーニングセンターの運用開始、また、第40回全国育樹祭の開催など、町内外において話題の多い年でもありました。そのような中で、2期目の折り返しとなる寺尾町政におかれましては、合併後10年を迎えた本町がさらに次の10年を見据え、町民とともにしっかりと歩んでいくための地固めをする年度と位置づけ、「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりを継続発展し、未来に引き継ぐための積極的な予算措置により、多岐にわたる事業が執行されました。これらの事業は、寺尾町長の政治理念である住民目線に

立ち計画されたものと認められます。

具体的な施策としては、常にその中心である地域医療の充実に向け、常勤医師の確保を初め、地域全体での見守りや声かけの取り組みなど、地域包括医療の推進に努力されました。

さらに、総合健診の推進など、誰もが受診しやすい体制づくりに努め、住民の安心・安全、そして健康で心豊かな生活の実現に取り組み、その成果が着実に進捗していると実感しております。

また、安心して災害に強いまちづくりにおいては、私たちの生命と財産を守るため、昼夜を問わず活躍いただく消防団員とともに、その活動を迅速かつ的確に補完する移動系防災行政無線の運用が始まり、平常時の連携訓練や災害現場でフルに活用されております。

さらに、待ち望んでおりました新庁舎の整備に向けて位置が確定し、事業が進み出しました。本町の防災拠点として、また住民サービスの向上、効率化を目指し、地域住民との十分な調整を行いながら着実に進めていただくことをお願いいたします。

次に、活力のあるまちづくりでは、有害鳥獣対策として被害防止、捕獲対策の両面から各種の事業が実施されております。町と住民が協力し、被害防止に取り組んではおりますが、なかなか改善が見られるものではありません。しかし、これらの施策は、継続して取り組んでこそ道が開けるものであり、今後も支援を緩めることなく取り組まれることを要望いたします。

また、地域のバイオマス資源の供給を通じて持続的なエネルギー利用を図るため、その指針となるバイオマス産業都市構想が策定されました。バイオマスエネルギーの利用促進については、森林資源の有効活用と地域活性化を目指し、木質バイオマスボイラーを活用した地域熱供給システムが完成し、この施設を実証実験の核として再生可能エネルギーの取り組みがさらに加速することに大きな期待をするものです。

そして、愛のあるまちづくりでは、学校教育の充実や活力ある地域づくりの推進を目指し、小学校の普通教室等の空調設備工事の実施や、小中学校の屋内体育施設等の非構造部材耐震改修に取り組まれました。これらの事業により、快適で安心のできる授業がかない、伸び伸びと心豊かな子どもたちが育ってくれることを願ってやみません。

現在、地域の特色を生かした総合的な教育・保育環境づくりを目指して、認定こども園の開設準備が進められておりますが、京丹波町ならではの特色を生かした新しい教育・保育スタイルの完成を心待ちにしております。

一方、財政状況については、収入の約4割を占める普通交付税において、合併の特例を受ける期間が段階的に縮減され、平成32年度には大幅な削減が見込まれております。そのよ

うな状況の中で、自主財源でもある町税において、1,200万円余りが不納欠損処分されており、貴重な自主財源として、また税負担の公平性の観点からも、自主財源の確保に向けてさらなる努力とともに経常経費の削減に取り組むことが必要です。

また、本決算におきましては、多額の余剰金が計上されておりますが、その原因をしっかりと分析し、積算制度を高めながら、さらに効果的な事業執行を実施されますよう強く求めます。

8年間にわたる寺尾町政のもとで、住民の皆様みずからが知恵を出し合い、そしてご苦勞をいただきながら、本支所の地域支援担当職員とともに進めるまちづくりが町内各地にしっかりと根づき始めており、その顕著な事例として、わち夢広場の整備完成が上げられます。

このように地域との協働によるまちづくりは、今後、本町の継続と発展に不可欠となる要件であり、ご尽力いただいた皆様に心からの感謝をしながら、地域と行政が手を携え進めるまちづくりのさらなる推進を願い申し添えます。

以上、平成28年度決算は、事業目的に沿った予算執行がなされていることを認め、私の賛成討論とします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山田君。

○5番（山田 均君） ただいま議題となっております認定第1号 平成28年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成28年度は、寺尾町政2期目の3年目として、京丹波町の安定的な発展に向けた未来への責任を果たすための地固めの年度と位置づけたとありました。

平成25年度は未来への投資、平成26年度は未来への希望、平成27年度は未来に引き継いでいくとしてきました。平成28年度は地固めの年度として、京都府立丹波自然運動公園のトレーニングセンターを本町のシンボリックな施設として、スポーツ観光による交流拠点と位置づけ、交流人口の増加による地域振興を推進していきたいとしました。これは、道の駅「京丹波 味夢の里」と府立自然運動公園を中心に京丹波町の拠点として、町道曾根宮ノ浦戸麦線の拡幅改良工事を進め、スマートインターチェンジ設置への布石にほかなりませんと当初予算でも指摘をしましたが、これに新庁舎が位置づけられ、「京丹波の森づくり」マスタープラン、重点整備エリアとして一体的に進めようとするものであります。この目的は、府立丹波自然運動公園に年間50万人から60万人の来園者に、道の駅「京丹波 味夢の里」に立ち寄ってもらうという考えを町長は表明をされています。これが町民のための地固めではなく、道の駅「京丹波 味夢の里」の売り上げを伸ばすことにつながることは明



らかです。誰のための地固めか。売り上げの利益は指定管理者であることは明らかではないでしょうか。

寺尾町政は、この間、未来への投資として、地域振興拠点施設の建設と管理運営にサンダイコーグループが予定価格と同額の7億4,700万円で落札、落札率は100%でした。次点者とは約1億5,000万円の差がありましたが、総合評価方式で事業提案が上回り逆転し、サンダイコーグループに指定管理者として15年間の指定を行いました。この地域振興拠点施設の全体工事総額は、18億2,500万円の公付金が投入されました。この大型公共施設道の駅「京丹波 味夢の里」は、地域振興拠点施設として通過の町にしないために、京都縦貫自動車道の通行車両を資源と捉まえ、情報発信と町内への誘導の役割を担うことを施設建設の目的としていました。町内にどう立ち寄ってもらうのか。京丹波町のリピーターを増やすために何が必要なのか。これに目を向けるべきです。

平成28年度の道の駅「京丹波 味夢の里」の年間総売り上げは、14億7,864万3,333円。直売所売り上げ、自主事業売り上げ、これを差し引いた10億9,524万1,062円を施設使用料の基礎額としていますが、単純に利益率を1割としても1億円を超えます。そこから町への納付金2,981万7,545円と人件費を差し引いても、多額の収益が指定管理者のサンダイコーグループに入っていることになります。18億2,500万円の税金投入で地域拠点活性化施設として建設したことからも、町民に利益が還元されるべきものと考えます。ここに大きな見直すべき課題があると考えます。

また、未来への希望として、平成26年9月に丹波マーケスを管理運営する丹波地域開発株式会社へ経営支援として6億700万円の公金投入を決定しました。借金が完済されて経営が安定するのは当然ですが、丹波マーケスが公共の福祉の施設であり、買い物弱者対策など第三セクターとしての役割を前面に出すのであれば、総務省が示す第三セクター等の経営健全化等に関する指針を筆頭株主である京丹波町が指針に基づいて取り組む責任があります。指針の内容を尊重しない丹波地域開発株式会社の第三セクターとしての経営は、将来に大きな禍根を残すことを指摘するものです。特に、公金投入での波及効果、メリットがどうあらわれているのか。地域住民への還元はどうか。経営内容も企業秘密として公表を拒否するのではなく、第三セクターで出資比率が50%以下でも、3億300万円の出資と6億700万円の公金投入をした第三セクターの丹波地域開発株式会社の経営状況や公的支援で、その効果がどうあらわれているのかなど町民に全ての情報を公表と公開する責任と義務があることも厳しく指摘するものです。会社としての経営責任は不問にし、経営の中身については企業秘密として公表を拒否する。ここには住民目線、公平公正の立場は何もありません。丹波

マーケスの税金投入が誰のための未来への希望であったかは明らかであります。しかも、丹波地域開発株式会社に買い物支援事業としてマイクロバス購入費、燃料代、運転手賃金など費用を税金投入で実施する。

片や町内の業者は、自主的な取り組みに支援を受けて努力していることから見ても、買い物支援といいながら丹波マーケス以外に停まれないというやり方、モデル事業といいながら誰のための地固めの施策かは明らかであります。地固めとは、基幹産業である農林業を基本にして、町民の暮らしを高め、安心して暮らせるまちづくりであることを指摘するものです。

平成28年度決算は、不用額が前年度の5億円に近い4億8,670万円となっています。予算総額の3.96%となっています。地方自治法第2条第14項では、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を得るようにしなければならないと規定しています。この原則に立って、補正予算の段階で調整し、大きな不用額を出さないようにし、必要な事業に予算化すべきです。4億8,000万円を超える不用額を出す決算は、住民目線からも大きく逸脱しています。

合併12年目を迎えた京丹波町は、合併時から人口は3,005人、16.91%も減少しています。特に和知地域では、20.58%と大きく減少しています。周辺部でも安心して暮らせる均衡あるまちづくりが求められると考えます。町民の願うまちづくりの方向は、安心して暮らせる福祉、医療、教育などを中心にしたまちづくりが町民の願いです。町長には大きな権限と権力が集中しており、法律に抵触しなければ何をしてもどんなことでも許されるものではありません。町長には厳しい政治倫理が求められているのです。議員の政治倫理条例があります。町長にはこの条例以上の厳しい立場に立つことが当然と考えます。

また、町長は、町民の命と安心・安全な暮らしを守る責務があります。もちろん教育施設へのエアコン設置、子育て支援、高校生までの医療費助成、住宅改修補助制度など評価すべきものもありますが、平成28年度も含め、この間の行政運営と政治姿勢には余りにも町民の願いとはかけ離れていること。地方自治体として、果たすべき責任と役割からも大きく逸脱していることを厳しく指摘するものであります。

11月の選挙では、こうした政治姿勢と庁舎問題が問われることを申し上げて、反対討論としておきます。

最後に一言申し上げておきたいのは、平成28年度の当初予算の討論で、私は町長の政治姿勢について消費税増税、安保法制、戦争法、原発の再稼働などについて指摘をしましたが、山内議員から意図的に国政問題を町議会に持ち込むことは許されないとの発言がありました。消費税増税、安保法制、戦争法や原発の再稼働などが町民の暮らしや安全を直撃することは

明らかであり、地方自治法でも地方自治体が町民の命と安心・安全な暮らしを守る責務を定めており、町長にはその責任があります。政治姿勢を問うのは当然議員の責任であります。

また、予算の一部だけを取り上げての反対は、反対のための反対と。こういうことも言われました。当然、100億円以上の予算全体を見れば、住民要望が予算化されております。判断は町長の政治姿勢や重点施策に対して判断をするのは当然のことであり、私たちは反対理由も述べて反対をしており、何ら反対のための反対といわれる理由はないことを指摘しておきます。

10月には総選挙が濃厚になってきましたが、私は政党に所属する議員として選挙に頑張るのは当然ですが、無所属の議員が政党公認の候補者を応援するのであれば、議員として当然政党の公認を受けて議員活動をすべきであることを指摘して討論とします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山内君。

○6番（山内武夫君） 認定第1号 平成28年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、私は賛成の立場で討論を行います。

振り返りますと、平成28年度は、寺尾町政にとって任期3年目の折り返しの年として、未来への責任を果たすための地固めの年度として位置づけのもと、公約をされておりました諸施策の継続、発展に取り組まれたところであります。

平成28年度決算を見る限り、町民に約束されました「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりを具体化していく政策が職員一丸となって着実に執行され、町長就任以来7年目の決算が町民の負託に応える中で達成されたものと大きく評価をするものであります。

一方、財政面では、地方交付税が平成28年度からの合併特例の段階的縮減に伴い、減額となる中での財政状況ではありましたが、まずは限られた予算の中でさまざまな分野に目配りをしながらも、将来にわたる財政の健全化を念頭に、大胆かつきめ細やかな予算執行に努められ、住民目線に立ったバランスのとれた決算であるというふうに認めます。

以下、事業内容を検証しますと、総務費では、防災拠点としての新庁舎建設のための基本計画策定委託料に950万円。地域の皆さんから要望のありました和知地区の屋根付多目的広場建設工事費に1億8,514万円などが執行されております。

また、民生費では、住民の命と健康を守るため、本町の独自施策として、他町に誇り得る高校生等医療費助成など、また、健康で生き生きと暮らせるための各種健診事業として、特定健診事業を初め、がん検診等の充実など、健康診査や予防事業などの保健活動が積極的に推進されていることを認めました。

また、本町の基幹産業であります農林業振興では、年々増加します有害鳥獣対策を最重要課題と位置づける中で、金網フェンスの設置補助等の被害防止のための施策が講じられております。

また、地域の中核的担い手となる営農組織や新規就農者への機械導入や施設整備の支援、主要特産物であります黒大豆、小豆、ソバ、京野菜などの生産振興への取り組みなど。

また、林業振興面では、森林管理道開設事業、木質バイオマスの活用による地域熱供給システムによる長老苑等への熱供給に向けての整備事業など、本町の豊かな森林資源を最大限に活用した地域循環型社会形成の基盤づくりのための積極的な施策が展開をされております。

また、商工費では、町内商工業の活性化支援として、プレミアム商品券発行事業補助やロケ誘致に伴う関連事業への取り組み、その他、味夢の里モニタリング業務委託料などの管理運営事業には、1,441万円が執行されております。開業から2年となります味夢の里は、農産物の販路も拡大でき、当初予定以上のにぎわいを見せておりますが、今後、まちづくりの発信拠点として、町全体への発展にどうつなげていくのかが問われております。今後、本施設が町の魅力発信の核となり、町の活性化が図られるよう、一層のご努力を願うものであります。

また、教育費では、長年の要望でありました小学校空調設備整備工事や中学校の完全給食の実施など、児童生徒が安心・安全に学ぶことの教育環境の充実が図られております。

その他、消防防災、福祉、子育て支援、生活基盤の充実のための道路改良など、きめ細やかな施策が住民要望に沿って適切に執行をされており、京都府下市町村の中でも先進的な取り組みが行われていることを評価するものであります。

一方、財政面では、近年改善が図られておりました経常収支比率は86.4%と、前年度比2.5ポイントの増加、また、実質公債費比率は前年度比0.2ポイント増の14.2%となっております。引き続き地方債残高の削減と公債費の抑制に努められ、財政健全化対策の一層の取り組み強化を願うものであります。

また、町税の収入実績は、現年度分が98.9%、過年度分においては20%で前年度比3.8ポイントの増加となり、前年実績を上回っております。今日までの地道な徴収努力が実ったものと考えます。引き続き京都地方税機構とも十分な連携をとり、負担の公平性の原則からも一層の徴収努力を要望するものです。

今後においては、多様化する行政ニーズに的確に対応し、これまでの行財政改革による成果を生かす中で、本町の将来像実現のため、限られた財源の中で最大の効果を上げるさらなる努力を望むものであります。

最後に、全国的に長時間労働の改善が叫ばれる今日、本町においても、過労死の認定基準とされる月100時間以上の超過勤務に従事した職員が3人いるとの報告がありましたが、健康管理や業務の能率向上の観点からも、いま一度業務の全般を見直し、早急な改善が図られるよう強く要望いたします。

よって、平成28年度本決算は、本町の発展と住民の福祉向上が図られた決算と認め、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

北尾君。

○12番（北尾 潤君） それでは、認定第1号 平成28年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をします。

当決算で一番評価したいのは、小中学校を合わせて8,200万円を投じて実施した体育館の非構造部材耐震改修工事です。この平成28年度は、昨年ですけど、4月14日に熊本地震が発生しました。このときに非構造部材の落下が本震だけではなく、前震や余震でも確認され、体育館を避難所に行っているところも多いことや、特に子どもの身に危険が生じる可能性が高いことが問題となりました。幸いにもこのときに人的被害がなかったにもかかわらず、直ちに本町としては決して小さくない8,000万円の補正を組み、敏速な対応をしたことは安心・安全に子育てをしていただくまちであるという強い意思を感じます。

先ほど反対討論の中で就学援助の入学準備に関する資金援助の件がありました。僕も、これは、あともう少しで何とかなるのではないかと考えています。教育長は、必要な援助は必要なときに出されるのが望ましいとの答弁から、小学校の入学時に係るお金を捻出することができない。または捻出するのに大変苦勞をすごすご家庭に対し、入学前の資金援助の必要性を認め、改善への意思を感じとれました。ただ、制度的な部分で検討を要するというものでした。行政としては、さまざまな法令規則に矛盾しないように、必要な制度整備をすることは当然のことです。しかし、絶対に必要だとしたら、やってあげたいとしたら、何とか教育長以下、教育委員会の知恵を振り絞り、しっかりとした矛盾のない制度を整備して実現させてください。そのために、現行の就学支援制度が既に入学していることが前提となっているため、認定のあり方や給付の方法など検討をしなければならないことをクリアしてください。

また、資金援助を受けたのに、入学前または入学後にすぐ他地域の学校に入学することになったりなど、その他の課題も考えられます。

しかし、町がリスクを超えて全ての子どもたちが安心して学べるよう、制度整備を進めていただけるようお願いいたします。

格差が広がる社会にあって、教育は最大の社会保障です。教育に期待される役割を踏まえ、就学支援制度の速やかな改善を要望しておきます。

次に、活力のあるまちづくりにおいてですが、本定例会一般質問での町長の答弁で、「今は経済優先の世の中になっていますが、本町は、食べるものも水も燃料も人材もある。必ず本町は勝ちます。」とありました。この燃料確保する取り組みの中で、バイオマス産業都市を推進するモデル事業として、2億6,600万円を投じ、地域熱供給システム整備を行いました。本町は、早くから森林資源がどれだけあるのかの解析をしており、今後も他自治体に先駆けた循環型地域資源の活用が望まれます。

平成28年度に実施したそのほかの大きな事業では、旧和知第二小学校跡地における屋内多目的広場の建設などがあります。1億9,000万円をかけた事業でしたが、地域住民の娯楽と避難所を兼ねたこの施設からは、過疎地域がお金や物で移住者を奪い合うパワーゲームに参加するのではなく、まず地域住民の暮らしや安らぎ、安全を優先する。そこにお金を使うんだという町の姿勢が伝わります。

寺尾町長は、町長と語るつどいにおいて、この町は絶対に失敗できない。この町は一つも失敗できないと言葉は少し違いますが、ほとんどの会場で言っていました。一時期の流行に流される施策をしたり、逆にやらなければならないことに気づかずにやり逃したりすると、その一つの失敗で町が壊滅的なダメージを負うという覚悟で町政運営に臨んでいることが伺えます。

そんな中、災害時の司令塔となる新庁舎建設はもちろんのこと、安栖里地域を中心とした観光に取り組むなら、毎年この決算特別委員会で質問されるわち山野草の森の有効活用が望まれます。

また、決算特別委員会での答弁でもありましたが、あと反対討論でもありましたが、道の駅「京丹波 味夢の里」が見込みよりも客数で2倍、売り上げで3倍の実績を上げています。先ほど反対討論において、町内への還元はとありました。全国的に第一次産業の疲弊が言われるこの時代に、農業所得の増加は町民の願いではなかったですか。本町では、それがかなっているのではないのでしょうか。町内の飲食店やお菓子屋さんからも弁当やお菓子を出品して、味夢の里があって本当に助かっているという喜びの声を聞いています。大きなお金で投じた事業が正しい投資であったのではないのでしょうか。

町内におりるスマートインターチェンジの建設などの次の取り組みを進めるべきであり、まだまだこのタイミングでやらなければいけないことがたくさんあります。1年1年の収支はもちろん大事ですが、それだけに終始するのではなく、長期的な視野に立ったしっかりと

した理念に基づく議論が11月5日の町長選挙までに候補者同士だけではなく、町民の中でも行われることを楽しみに賛成討論とします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

決算認定の表決は起立により行います。

これより、認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第1号 平成28年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

これより暫時休憩をいたします。午後1時まで。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、認定第2号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○2番（東まさ子君） それでは、認定第2号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に反対の立場で討論いたします。

平成28年度は、保険税の軽減措置の対象となる世帯の所得の基準額が拡大されました。同時に課税限度額の引き上げも行われました。軽減措置の拡大については、低所得者に配慮するもので賛成でありますけれども、課税限度額の引き上げについては反対であります。平成28年度の限度額引き上げは4万円の引き上げで、89万円になりました。3年連続の引き上げであります。国は限度額の引き上げで高所得層により多くの負担をしてもらい、中間所得層に配慮した保険税設定が可能になると説明しておりますが、世帯人数が多い多子世帯などは、所得が高くなくても限度額に達する場合が生じ、一概に高所得層とは言えません。国保の財政難を招いた根本原因は、1984年度に約50%あったのが今では半分になって

いる国庫負担の引き下げにあります。減らしてきた国庫負担率を引き上げ、財政を安定化させる土台をつくることが一番求められているところであります。

厚労省の資料によれば、国保の保険料負担率は9.9%で、協会けんぽ7.6%、組合健保5.7%に比べ負担率が高く、実際に町民の皆さんからも国保税が高いという声が出ています。

国保税は人数に応じて計算する均等割と世帯に係る平等割、加入者全員の所得に応じ計算される所得割、固定資産税に係る資産割の4つの区分から成り立っております。1世帯に加入者が多ければ、均等割3万1,500円が人数に応じて加算され保険税が高額になります。

平成28年度決算は、7,845万8,993円の黒字決算でありました。平成27年度から低所得者対策として、一般会計から繰り入れております国の基盤安定の増額分は、1人当たり5,000円の軽減効果があると言われております。保険税の引き下げを行うべきであります。

また、来年度からは国保の制度が変わり、京都府が国保財政に責任を持つこととなります。子どもの数が増えれば増えるほど保険税が高額になり、国保の負担で家計が壊されていくことがあってはいけません。今回の制度改定をきっかけに子育て支援の一環として、高校卒業までの子どもについて保険税負担を軽減する制度を提案するものであります。

住民の暮らしは年々苦しくなっております。町として国の責任を問うとともに、町民の暮らし、医療を守る立場に立って負担の軽減を求め、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

松村君。

○15番（松村篤郎君） ただいま上程されております認定第2号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

現在の国保事情の抱える課題は、まず医療費が上げられます。すなわち入院医療費、前・後期高齢者の医療費、高度化した医療の高額医療費などであります。これらの土台と現役世代の負担増や国民の年齢構造が背景にあり、この国保事情の改革が間近に迫っております。

本町の平成28年度の国保事業の決算を見ていきますと、収入総額22億6,461万円余り、前年度に比べまして5.4%の減少にあります。歳出の総額は21億9,138万円余りで、前年度に比べまして8.2%の減少となっております。歳入歳出差引額は7,322万円余りで、翌年度への繰越額74万2,000円を差し引いた実質収支額は7,248万円余りとなり、黒字で前年度と比べましても6,547万円余りの増加であります。

また、平成29年度への繰越額は、健康管理センターへの事業費であります。本町におい



ては、ここ数年保険税が据え置かれた中で事業が運営されていることは、まずもって評価をしておきたいと考えます。

歳入の主な科目では、国民健康保険税は3億3,933万円余り、前年度比3.9%の1,392万円のマイナスになっています。これは被保険者の減少にあると考えられます。徴収率は現年度分で96.2%、過年度分で26.2%となりましたが、前年度と比較して現年度分で1ポイントの上昇、過年度分で3.3ポイント%の上昇を見ております。これは収納率向上対策の努力の成果と評価をすべきですが、さらに執着をもって向上への努力を期待するものであります。不納欠損処理として58人分、1,623万円余りが計上されておりますが、これは地方税法の規定により問題のない処理であります。国庫支出金は4億344万円余りで、前年度に比べて19.6%の9,820万円が減少しております。一般被保険者の医療費の減少の反面、高額医療費共同拠出金の増加であります。療養給付費交付金は6,476万円余りで、前年度に比べまして18.7%、1,490万円余りの減少であります。退職被保険者数の減少による医療費の減少が原因だと思われれます。前期高齢者交付金7億3,148万円余りは、前年度に比べて12%の7,837万円の増加となっております。これは65歳から74歳までの医療費の増加によるものだと判断します。共同事業交付金は4億947万円余りで、前年度に比べ11.7%、5,447万円の減少。これはいわゆる医療費の減少によるものだと考えられます。繰入金是一般会計から1億8,099万円余り、前年度に比べまして2.1%の368万円が増加しております。それぞれの対象事業の実績に対処されたものでありまして、国保財政調整基金の取り崩しが行われなく、自助努力のみの積み立てで1億8,548万円の残高となっております。これは引き続き有効な運用を願うところであります。

続いて、歳出ですが、保険給付費は13億5,548万円余りで、前年度に比べて10%の減、一般被保険者の年間平均は4,096人で、1人当たり医療費は37万6,035円と、前年度比1万9,467円の減少となっております。退職被保険者数の年間平均は134人で、1人当たりの医療費は44万881円で、前年度比6万6,480円の増加となっております。共同事業拠出金は4億5,625万円余り、前年度に比べまして1%の減、高額医療費共同事業拠出金は過去3カ年の算出のため650万円近く増加となっております。保健事業費は3,238万円余りで前年度に比べ4.5%、人間ドック助成金639万円余りや特定健診、保健指導などに係る一般会計拠出金389万円余りなど、特に人間ドックには640万円近く助成され、安定した受診者が増えております。市町村国保事業の動向については、現状では、市町村国保の体制の維持困難、市町村間での保険料、医療費水準の格差、

保険料では2倍、医療費では1.4倍、いわゆる医療費の高い市町村では保険料が高い状況にあります。新たな仕組みとして抜本的な体制基盤の強化、制度の安定化など公費の拡大において3,400億円が投入されました。平成27年度から1,700億円、これは低所得者対策です。平成30年度からは、同じく1,700億円が投入され、保険者努力支援制度、糖尿病重症化予防等、それから自治体の責めによらない医療費の増加、いわゆる精神疾患等が検討されています。平成30年度から改革となる国保運営方針は、本町にとって一番の懸案あることが課せられる保険料率であります。京都府が財政運営を一元化することで、未来に希望のある制度改革となることへ期待を含めまして、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第2号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） ただいま上程されました認定第3号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

厚生労働省は、75歳以上が加入する後期高齢者医療制度で、低所得者の負担軽減のために保険料を最大9割軽減している特例軽減について、2020年度、平成32年度までに段階的に廃止するとしています。この特例軽減は、この医療制度が導入された際、うば捨て山だとの多くの反対世論に押され設けられました。この特例軽減が廃止をされれば、保険料は2倍から10倍以上にはね上がり、耐えがたい負担が強いられます。

本町の75歳以上の高齢者の保険者数は、平成28年度の決算では3,283人で、そのうち低年金、無年金の低所得高齢の人は1,472人と、保険者の5割弱を占めています。

医療費の地域格差による特例措置も平成26年度で終わり、高齢者の人口と医療費が増えるに従い保険料が上がり続ける仕組みが導入された医療制度になっております。お金の心配なく安心して病院にかかれるよう高齢者の医療を保障し、健康と暮らしを守るため誰もが納得する医療制度にすることが国の責任であります。低年金や低所得者の問題が改善されたわけでもなく特例軽減を廃止することは、医者にかかれない医療難民を増やすだけであり、このような医療制度は廃止することを求めて反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 認定第3号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の討論を行います。

私は、後期高齢者の1人ですが、この制度は高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、現役世代と高齢者世代の負担の公平化を図ることを目的として高齢者にも一定の負担を求め、平成20年4月より施行されました。ご案内のとおりこの会計は、保険料の賦課徴収と一般会計から保険基盤安定繰入金を受け入れ、京都府後期高齢者医療広域連合へ納付することが主な役割でございますが、広域連合の財政基盤の安定化に重要な役割を果たしている会計であります。運営主体は本町ではなく、制度の職務的なかわりが限定的な中での制度批判は建設的ではありません。

平成28年度の決算におきましては、保険料特別徴収率は100%、普通徴収率は98.7%、保険料全体では99.7%と、昨年を上回る高い収納率となっております。この結果、実質収支は267万1,597円の黒字決算となりました。今後も住民健診の受診率の向上などを進める一方、医療制度の財政基盤の安定化に向けて、保険料徴収のさらなる向上を切望して賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第3号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） ただいま上程されました認定第4号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

本町の平成28年度第1号被保険者の総人口に占める割合は、平成27年度の39.5%から40.4%と増え、高齢者が増えれば要介護者も比例して増えてきます。介護給付費が増えれば当然保険料も上がってきます。しかし、年金が目減りする今日、生活していく上で大きく影響を受けているのが被保険者の現実ではないでしょうか。

日本共産党が全町で行った暮らしのアンケート調査の結果では、一番多く寄せられたのが介護保険料が高過ぎるとの声であります。平成28年度の収入未済額は、平成27年度の決算より86万6,200円増えています。3年ごとに見直しがされる介護保険料の引き上げで保険料が払い切れず、滞納につながってきているのが現状であります。

本町では、保険料の滞納により、介護サービス利用の自己負担が1割から3割負担になってきている利用者もおられるとお聞きします。これでは介護保険制度が導入したときに心配をしていた必要な介護が必要なときに受けられないということが現実化してきています。今、第7期の介護保険事業計画の策定中であります。現行制度のままでは保険料は上がる一方です。介護保険制度の最初の目的のとおり、誰もが安心して介護が受けられるようにするためにも、こうした制度は抜本的に見直しをするよう、町長はもちろん住民の身近にいる私たち議員も声を上げ、一致して国に対し改善を求めるべきであることを指摘し、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

北尾君。

○12番（北尾 潤君） それでは、認定第4号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をします。

この制度は、少子高齢化が進む我が国において、健康保険と同じように国民全員が40歳になった月から加入して保険料金を支払い、介護が必要な人が適切な介護サービスを受けられるように支える仕組みとして、平成12年に施行されました。

しかし、今の説明を聞いても既に問題点が明らかなように、少子高齢化が進む中でこれを

やると、生産人口であるお金を払い支える側が減り、支えてもらう側が増えていくため、保険料などの内容を変えずに制度を成り立たせることは困難です。財源不足により介護職従事者に相応のお給料が行き渡らず人材不足になり、介護職従事者は頑張っているのにサービスが低下するなどが言われています。国の制度に沿って事業運営しているため、当然本町においても同様の問題がある中で、職場の雰囲気をよくして離職者をなくそうと努力する施設や、外国人介護者の力をかりながら何とか被介護者のサービス低下につながらないように励んでいる施設を目にします。

また、当決算期にも本町において実施した高齢者ふれあい・いきいきサロンや地域ボランティア育成などの事業、当決算期から開始した介護予防日常生活支援事業など、介護予防に力を入れる取り組みは地道ですが、絶対に必要な取り組みです。介護予防においては、一般会計での事業や国保会計、病院会計などの他事業との連携することでより効果的なものになり、また、それらの積み重ねにより本町が介護の先進地となることを期待して賛成討論とします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第4号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成28年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○5番（山田 均君） ただいま提案をされております認定第5号 平成28年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成28年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算は、平成29年4月1日からこれまでの水道事業を地方公営企業法に基づく全部適用とすることから、平成29年3月31日で

打ち切り決算を行ったことから、歳出総額で13億9,504万1,000円の決算となっています。水道事業としては、丹波瑞穂地区の上水道事業、和知地区の簡易水道事業を統合するための整備事業に取り組んできました。

しかし、上水道事業としては、平成16年10月に事業認可を受けた丹波瑞穂統合簡易水道事業整備事業に基づき、平成30年度を計画目標年度として、全体事業費約158億7,000万円として取り組み、その基礎となる計画給水人口は1万9,000人、認可水量は1万4,100立米が、平成20年度京都府公共事業再評価審査委員会で人口を丹波瑞穂で1万4,260人と4,740人も給水人口を減らし、1日最大給水量を1万4,058トンとして、給水量はほとんど変更をしていません。その最大の給水先は、町内の企業への給水量です。

平成20年7月31日に示された畑川ダム総合開発事業の公共事業再評価審査委員会に提出された京丹波町の資料では、目標年度を平成30年度として、当初の平成25年度人口目標は、丹波瑞穂で2万5,000人でした。それが平成30年度の人口目標を1万4,260人として、1万740人減と人口目標は半分に大幅に見直しをしました。

しかし、水需要予測は、当初の日量1万5,297トンを平成30年度には日量1万4,058トンとし、日量1,239トン、およそ3,038人分を減らしましたが、計画見直しの中の最大の特徴は、町内企業に水需要の要望調査を平成19年に実施した一覧表を添付し、町内企業等から日量4,340トンの増量要望があるとして、人口は計画の当初の50%近く減少しても、町内企業からの水需要に応えることと開発団地でも水需要に見込みがあるとして、日量5,000トンの水が必要として、畑川ダム建設推進の根拠にしてきました。平成28年度実績と比較をしても、町内企業上位10社の資料では、日量3,310トンの増量分を見込んでいますが、平成19年に示された企業使用水量が上位10社では日量1,340トンで、平成28年度の資料にある10社の日量使用料は1,224トン、企業ごとに見れば増加をしている企業もありますが、企業の増量要望調査と比較すると全く増量になっていません。企業の見通しは不透明であることは当然です。平成18年度に行った調査はどうであったのか。畑川ダムありきの調査と言えます。

また、下山工業団地の水需要計画は日量1,050トンですが、現地を見ればもう見通しはないと言えます。結局は、企業の水需要の要望もあくまで要望で、実際に要望した水が必要とする時期も見通しもないというのが実態です。

平成20年度の事業再評価で示された水需要予測は、生活用日平均給水量を日量4,265トンとして、業務用日平均給水量を日量5,079トンとして統合事業を進めており、町

内企業の水需要は予測を大幅に下回り、その結果として水道使用料が府下でも高額な料金になっている要因と言えます。

水道使用料の見直しは、町内企業の水需要を過大に見通して必要水量を算出していることにあると考えます。ダムありきで計画を進めた行政の責任は重大です。畑川ダムの目的は、洪水調整が第一になっています。この目的からも京丹波町への取水量の見直しや京都府の負担割合の見直しを求めるべきです。

また平成29年度から公営企業会計に移行しました。将来の水需要の見込みのない投資などは、水道料金の引き上げになり住民負担となります。私たちの住む地域は、分水嶺で水不足に悩まされてきました。これまで多くの水源地を確保して水を確保し、新たに水原や下山に新規水源を確保して9,100トンの水を確保してきました。現在、使用している施設の維持管理に重点を移し、委託業者に任せるのではなく、職員が現場主義を徹底して老朽化した施設改修や水源の枯渇などへの対策を急ぐべきです。ダムに全てを依存する考えから既存の施設維持、改修などを計画的に取り組むべきです。あわせて、水道の閉栓・開栓の手数料が1回3,000円では余りにも高額です。水は住民が生活していく上で欠かせないものです。この立場から基本水量の1カ月分を超える手数料は異常です。全国でもこんな高額な手数料が必要な市町村は見当たりません。見直すべきです。水道の給水量は、ダムだけに頼らなくても、安心しておいしい水を十分賄えることは事業報告でも明らかです。高齢者はもちろん若い世代も安心できる低料金で安心・安全でおいしい水が供給できる水需要計画の見直しを求めて、反対討論とします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

松村君。

○15番（松村篤郎君） ただいま上程されております認定第5号 平成28年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をいたします。

京丹波町における水資源状況は、丹波高原の分水嶺に位置することによりまして、過去にはたびたび水不足に悩み苦しみを味わってまいりました。決して豊かで潤沢なものではありませんでした。

しかし、畑川ダムの完成により、日量5,000トンの水が得られるにいたっては、水道事業の拡大と料金収入の増加など、ダムの存在は町民にとってかけがえのない不可欠なものとなっております。ダムからの取水についても、高度処理施設の着工も行われ、事業の完成を待つばかりとなっております、水道事業の安定的な推進が伺えるものと考えられます。

この水道事業につきましては、平成29年4月1日から地方公営企業法を適用することに

あわせまして、平成29年3月31日、打ち切り決算が行われ、特別会計が廃止されました。打ち切り決算に伴う未収金は、2億4,823万円余り、未払金は2億4,993万円余りで、試算されたものを含め水道事業特別会計が水道事業会計へ引き継がれました。歳入総額は15億7,930万円余り、前年度に比べまして1%のほか、歳出の総額は13億9,504万円余りで、前年度に比べまして9.1%の減少となっております。歳入歳出差引額は1億8,426万円余りで、翌年度の繰越額の水道管移設工事2件分1,800万円を差し引いた実質収支額は1億6,626万円余りであります。着実な施工が実施されますことを願うものであります。

平成28年度末の給水件数は6,869件、給水人口は1万4,715人であり、前年度に比べどちらも約2%弱の減少となりましたが、年間総配水量は前年度に比べ6万3,324立方メートル、年間総有収水量は2万8,081立方メートル、いずれも増加しております。

歳入においては、分担金は新規加入が31件、口径変更は1件で、730万800円、前年度に比べ約半分に減っております。使用料は4億8,041万円余りで、前年度に比べ約6%の減少で、3月31日打ち切り決算時点では、現年分の徴収率は90.6%でありました。原因究明が必要であり、引き続き早期回収に努力されることを期待いたします。

府の支出金は、交付決定を受けた生活基盤施設耐震化等補助金とふるさとの水確保対策事業費補助金を合わせて1億739万円余りは、3月31日の打ち切り決算のため、この時点ではゼロ円でありました。繰入金は、一般会計6億904万円余り、水道事業基金919万142円と合わせて6億1,800万円余りは、前年度に比べまして3,800万円の増加でありました。町債は、簡易水道事業債、過疎対策事業債、合計4億3,270万円となり、前年比47.3%の増加で歳入の27.4%を占めております。事業の推進に必要なものであります。

歳出においては、水道管理費の人件費と水道施設の光熱費、修繕費、医薬材料費など維持管理費経費を初め、施設維持管理委託料、保守委託料、水質検査委託料などのほか、平成29年度から水道事業の公営企業法適用に向けた調査費等の委託料1,360万円余り、経営変更認可申請図書作成委託料1,244万円余りを支出して、全体で4億3,600万円余りが執行されており、経費節減に努力された跡が感じられます。工事請負費では、水道管移設工事として、府道広野綾部道路改良に伴う水道管移設施工ほか2件で224万円余り、維持補修工事として機械設備や漏水修繕、メーター取りかえなど131件、9,555万円余りが支出され、管路や設備の改良や保全が着実に実施されております。今後も継続して整備



保全事業の取り組みに大いに期待をいたします。

水道施設費では、丹波瑞穂地区の統合簡易水道整備工事の主なものとして、全体で1億6,730万円余りが支出されております。簡易水道施設では、和知地区の統合簡易水道工事の主なものとして、全体で1億1,648万円余りを支出し、早期完成に努力されていることが伺えます。

公債費では、元利合計合わせて6億7,507万円余りで、前年度並みの償還がされております。

以上、決算内容を合わせ、今年度より地方公営企業法を適用することにより、水道事業が独立採算制の理念にのっとり、効率かつ効果的な事業運営がなされることを心より期待を申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第5号 平成28年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成28年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第6号 平成28年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委

員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成28年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第7号 平成28年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成28年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、認定第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第8号 平成28年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成28年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、認定第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第9号 平成28年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第10号 平成28年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、認定第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第10号 平成28年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第11号 平成28年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、認定第11号を採決します、

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第11号 平成28年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、認定第11号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第12号 平成28年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、認定第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第12号 平成28年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、認定第12号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第13号 平成28年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、認定第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第13号 平成28年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第13号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第14号 平成28年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、認定第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第14号 平成28年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第14号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第15号 平成28年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、認定第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第15号 平成28年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第15号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第16号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、認定第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第16号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第16号は、委員長報告のとおり認定されました。

《日程第 27、特別委員会報告》

○議長（野口久之君） 日程第 27、特別委員会報告を議題とします。

議会活性化特別委員会、交通網対策特別委員会及び議会広報特別委員会から報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、議会活性化特別委員会、交通網対策特別委員会及び議会広報特別委員会の報告を受けることに決しました。

初めに、議会活性化特別委員会委員長の発言を許可します。

山田委員長。

○議会活性化特別委員会委員長（山田 均君） それでは、議会活性化特別委員会調査報告をさせていただきます。

本委員会は、平成 25 年 11 月 26 日に設置後、平成 27 年 11 月 25 日の委員構成替えにより本委員会の委員に新たに 7 名の委員が選任され、議会の活性化について調査事項として京都府市町村議会議長会事務局長を講師に迎えて、全議員研修会や各会派の議会活性化と議会改革に関する意見集約を踏まえた会派代表者との合同会議を実施するなど、計 16 回にわたる会議を開催してまいりました。

それでは、配付をしております議会活性化特別委員会の 2 ページ、調査報告の 3、検討結果と今後の課題を読み上げまして報告とさせていただきます。

3、検討結果と今後の課題。

町議会は、日本国憲法が定める「地方自治の本旨」を実現するため、二元代表制のもと町民から直接選挙された機関として、その権能を十分に発揮することにより、町民福祉の向上に寄与する必要がある。その実現に向け、開かれた議会やより活発な討議が行われる議会となるため、活性化に向けた検討を行い、その具体的な方策について次のとおり提言するとともに、今後においても議会活性化の歩みをとめることなく議会基本条例を制定するなど、より積極的な取り組みを求めるものである。

（1）議会運営につきましては、正副議長の選出に当たり、所信表明の機会を設けること。  
予算及び決算の審議に当たり、わかりやすい説明資料を町に求めること。

(2) 町民参加と公開（議会の透明化）につきましては、常任委員会及び委員会を原則公開とすること（会議要録を含む）。

ケーブルテレビ・自主放送特別番組の議会定例会（一般質問を含む）などを京丹波町ホームページで録画配信及びライブ中継することについて、実施に向け調査研究すること。

(3) 議会の権能強化（議会と町長等の関係）につきましては、審議会等の附属機関の委員に原則的に就任しないこと。あわせて、各種基本計画を議決事件とすることについて検討すること。

出資法人の報告義務を2分の1以上から4分の1以上に拡大することについて検討すること。

反問権の付与については、基本条例とあわせて検討すること。

(4) 調査研究と議員間討議につきましては、議員相互間の自由な討議の推進を図ること。議員の政策形成及び立案能力向上等を図るため、議員研修及び議員派遣の充実強化を図ること。

(5) その他といたしまして、議会の運営を民主的かつ円滑に進めることを目的として、京丹波町議会申し合わせ事項を定めること。

会派の基本原則について、会派及び会派代表者会議設置規程を定めること。

別紙に、9月12日の全員協議会で確認をいただきました京丹波町議会申し合わせ事項並びに会派及び会派代表者会議設置規程を添付させていただいております。

その他に関しましては、調査報告で明記のとおりであります。

今回、京丹波町議会として初めて申し合わせ事項、会派及び会派代表者会議設置規程を議員の皆さんの協力に取りまとめることができました。改めてご協力にお礼申し上げます。

また、野口議長には、活性化や議会改革に取り組む全国の先進地として、京都府精華町への視察の労など、お世話になりましたことをこの場をかりてお礼申し上げます。

精華町議会では、議会の活性化、改革は、議会のためではなく、住民のためとの立場で取り組んでいることは、取り組む基本と考えるものです。

今回は、これまでの確認事項などを文章化したものですが、次の議会では見直しをさらに進め、議会の活性化や改革に取り組んでいく必要があることを申し上げて、議会活性化特別委員会調査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） 次に、交通網対策特別委員会委員長の発言を許可します。

鈴木委員長。

○交通網対策特別委員会委員長（鈴木利明君） 続きまして、交通網対策特別委員会調査報告



を行います。

本委員会は、平成25年11月26日に設置後、平成27年11月25日の委員構成替えにより、本委員会の委員として新たに7名の委員が選任され、町営バス運行に関する調査を調査事項として与謝野町への行政視察や国土交通省の運輸企画専門官を招き、制度の勉強会を行うなど計5回の委員会を開催してまいりました。

それでは、調査報告の3、審査経過、状況報告と今後の検討課題を読み上げまして、調査報告とさせていただきます。

### 3、状況報告と今後の検討課題。

前期交通網対策特別委員会の中間報告を受け、改めて町所管課から町営バスの運行状況について説明を求めた。

町では、須知高校生を対象とした町営バス利用促進助成制度（表2）や、国保京丹波町病院への通院等に対応した新規路線の導入等、乗車人員数増加の対策が講じられてきたところではありますが、町営バス路線ごとの一般乗車人員調べ（表1）で示すとおり、依然として減少傾向が続いていることが明らかとなり、さらなる改善の必要性を認識した。

次に、本町と成り立ちが似通った（府内で同年度に3町が合併して誕生）与謝野町の新たな地域公共交通構築の取り組みについて行政視察を行った。与謝野町は、町の中央部に主要路線があり、また公共交通機関の核となるべき民間バス会社が存在するなど、公共交通を構築する上で本町に比べると比較的有利な条件を有していることが確認できた。

このような状況の中で、町営バスを民間バス会社に委託することにより、より安心・安全な緑ナンバーで運行管理が可能となり、順調な運営がなされていた。

最終、これまでの調査内容を総括するため、国土交通省近畿運輸局京都運輸支局から運輸企画専門官を講師に迎え、町営バス運行の根拠となる自家用有償旅客運送等についての説明を受けた。説明や委員との意見交換の中で、町内の一般旅客運送事業（路線バス、タクシー）を継続させていくことの重要性や、そのためには町営バスとの路線競合ができないことなど確認した。

また、介護保険法改正に伴い地域ボランティアによる運輸局の許可を要しない新たな高齢者移動支援サービスが今年度中に実施可能となることなど、制度改正についての説明も受けたところである。

少子高齢化がますます進展する本町にとって、町営バスは自動車等を運転できない児童生徒の通学や高齢者等の通院、買い物のための移動手段として、欠くことのできないものとなっている。

今後においては、児童生徒のスクールバスとしての機能を確保した上で、現在町で実施されている外出支援サービスを含め、より福祉的な観点を包括した高齢者等の交通弱者の生活支援のための交通網対策について、調査研究をしていく必要がある。

その他は調査報告に明記のとおりであります。

以上、交通網対策特別委員会の調査報告といたします。

○議長（野口久之君） 次に、議会広報特別委員会委員長の発言を許可します。

北尾委員長。

○議会広報特別委員会委員長（北尾 潤君） それでは、議会広報特別委員会調査報告をします。

本委員会は、平成25年11月26日に設置後、平成27年11月25日の委員構成替えにより本委員会の委員として7名の委員が選任され、議会活動をより多くの町民の皆さんにお知らせするため、議員各位の深いご理解とご協力を得て、議会広報紙「議会だより京丹波」第46号から第54号までの発行及び議会ホームページの更新を行ってまいりました。

それでは、調査報告の4、今後の検討課題を読み上げまして報告とさせていただきます。今後の課題。

議会だよりは、議会活動の内容を少しでも早くお知らせするために、定例会翌月発行を基本として取り組んできたが、今後もその方向で編集作業を進めていただきたい。定例会会期日程の都合上、やむを得ない場合に限り、定例会翌々月発行とされたい。12月定例会号については、本来であれば平成30年1月に発行するべきであるが、年末年始で編集日程の調整が困難であるため、新年の挨拶、議会構成変更等を掲載した臨時号を平成30年1月に発行し、翌月の2月に12月定例会号を発行いただくように希望する。

その他、調査報告で明記のとおりであります。

以上、議会広報特別委員会の調査報告とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 以上で報告を終わります。

《日程第28、閉会中の継続調査について》

○議長（野口久之君） 日程第28、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成29年第3回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 2時09分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 村山良夫

〃 署名議員 岩田恵一